

# 都市のエコロジカルネットワークの形成に関する ケーススタディ

ー埼玉県朝霞市におけるケーススタディー

平成 26 年 1 月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

---

# 都市のエコロジカルネットワークの形成に関するケーススタディ ー埼玉県朝霞市におけるケーススタディー

---

## 目 次

---

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| はじめに .....                            | 1  |
| 1. 緑の基本計画の策定又は改定時における生物多様性への配慮の方法 ... | 2  |
| 2. ケーススタディの実施 .....                   | 3  |
| 2-1. 自然的条件及び社会的条件の現況調査 .....          | 3  |
| 2-2. 調査結果の分析・評価 .....                 | 31 |
| 2-3. 課題の整理 .....                      | 40 |
| 2-4. 目標の設定 .....                      | 44 |
| 2-5. 緑地の配置方針の設定 .....                 | 45 |
| 2-6. 施策の検討 .....                      | 48 |
| 2-7. モニタリングの実施 .....                  | 52 |
| 3. ケーススタディを踏まえた課題の抽出 .....            | 53 |

## 資料編

|                                     |      |
|-------------------------------------|------|
| 緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項 ..... | 資 1  |
| その他の調査結果 .....                      | 資 10 |

## はじめに

### (1) 「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」策定の背景

我が国においては、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 11 条に基づいて政府が策定する「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性国家戦略）」により、生物多様性の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られているところである。また、都道府県及び市町村においても、同法第 13 条に基づく「都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）」の策定が進められているところである。さらに、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）の施行等、地域における多様な主体の連携による生物多様性の確保に関する活動も進められている。

国際的には、平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において、平成 23 年以降の生物多様性の確保に関する「新戦略計画・愛知目標」が採択されたほか、決議 X/22「生物多様性のための準国家政府、都市及びその他地方自治体の行動計画」も採択され、行動の例として、都市のインフラ整備等に生物多様性への配慮を組み込むことの奨励等が決定されたところである。

このように、近年、生物多様性の確保のための取組が進展してきており、今後、地方公共団体においても、生物多様性に配慮した都市づくりに的確に取り組んでいく必要がある。

このような背景を踏まえ、国土交通省は、都市における生物多様性の確保の観点からエコロジカルネットワークの形成を図ることを推進していくため、平成 23 年 10 月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定したものである。

### (2) 都市のエコロジカルネットワーク形成に関するケーススタディの目的

「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」の策定を踏まえ、都市におけるエコロジカルネットワークの形成に配慮した緑の基本計画の策定を全国に普及させていくためには、参考となる事例を蓄積していくことが重要である。

本ケーススタディは、埼玉県朝霞市を事例として、「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」に即して、市町村における生物多様性の確保に当たって配慮することが考えられる事項について、ケーススタディを行ったものである。

## 1. 緑の基本計画の策定又は改定時における生物多様性への配慮の方法

都市のエコロジカルネットワーク形成に関するケーススタディは、「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」に即し、以下の手順で実施した。

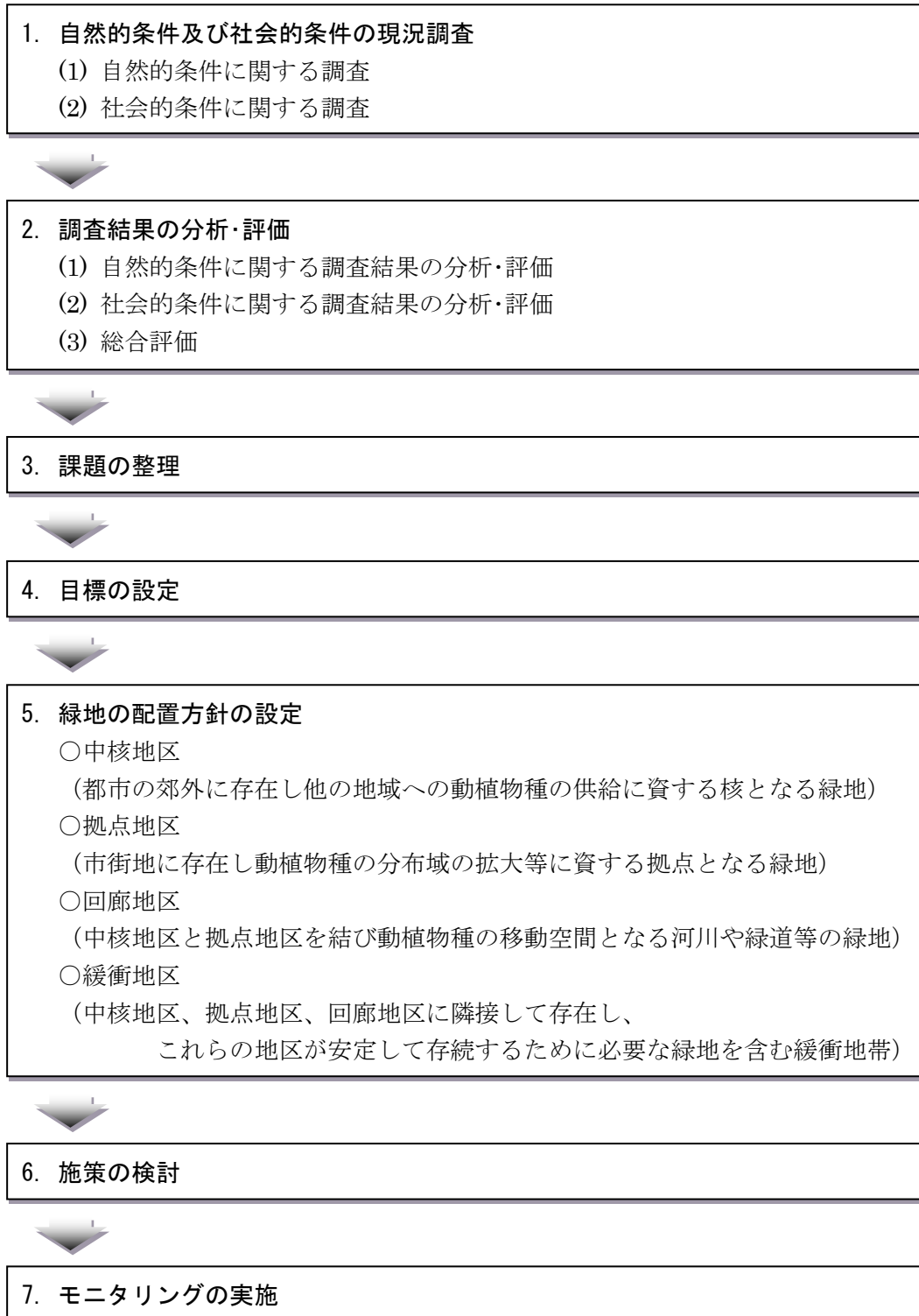


図 1-1 ケーススタディの実施手順



## 2. ケーススタディの実施

### 2-1. 自然的条件及び社会的条件の現況調査

#### 2-1-1. 自然的条件に関する調査

朝霞市の自然的条件に関する調査として、朝霞市緑の基本計画（平成 18 年 朝霞市）等の行政計画、市が実施した緑被率調査をもとに、地形、水系、動植物の生息・生育地となり得る緑地の分布を把握するとともに、市内公園緑地の環境調査等の報告書、市民から提供された生物調査データ等を用いて動植物の分布状況を把握した。

#### (1) 地形・水系

朝霞市の地形は、北東部に位置する荒川低地とそれに面した武蔵野台地に大別される。武蔵野台地は、南西から北東の方向に流れる黒目川沿いの低地によって二分される。台地の縁には斜面（段丘崖）が連続して形成され、台地と低地の境界には湧水地もみられる。

市域のほぼ中央に黒目川、北部に荒川と新河岸川、東部に越戸川が流れている。台地には河川が入り組み、起伏に富んだ地形を形成している。

荒川と新河岸川に挟まれた荒川低地には、新河岸川の治水対策として整備された朝霞調整池や、新河岸川の一部であり、周辺樹林との一体的な保全整備が検討されている三日月湖がある。

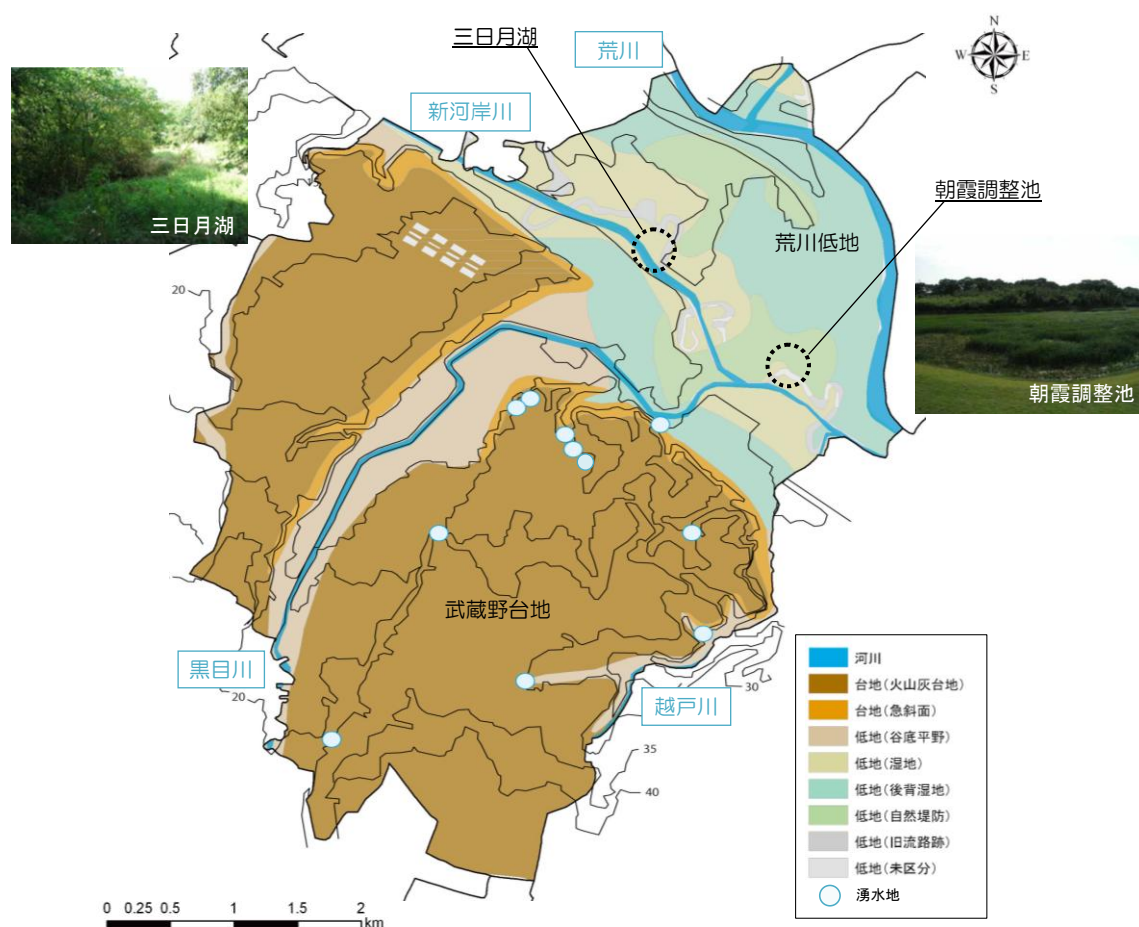


図 2-1 朝霞市の地形・水系

出典：埼玉県地理環境情報 WebGIS「e~コバトン環境マップ」（平成 22 年 埼玉県）  
第 2 次朝霞市環境基本計画（平成 24 年 朝霞市）

## (2) 緑被地

平成 20 年度に行われた緑被率経年変化調査によると、朝霞市の緑被面積は 6,107,178m<sup>2</sup>、緑被率は 33.34%であった。

緑被の分布状況を見ると、樹林地は主に黒目川及び新河岸川の河岸段丘の崖線、荒川と新河岸川に挟まれた地域に点在している。農地については、水田が新河岸川と黒目川の間の低地にまとまって分布し、畑地が東部の黒目川沿いの低地に多く見られる。また、公共施設以外の樹林樹木は市全域に点在している。

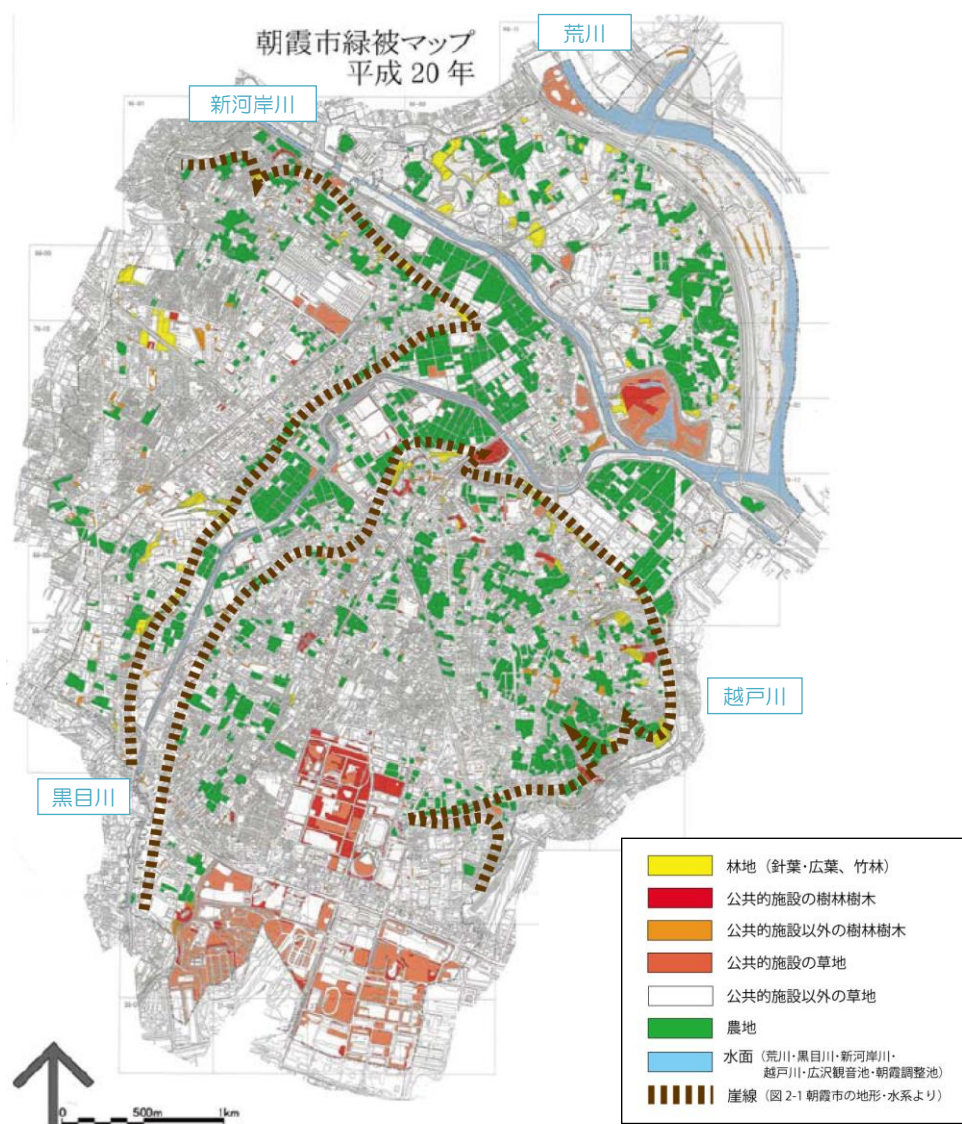


図 2-2 朝霞市緑被マップ (平成 20 年)

出典：緑被率経年変化調査報告書 (平成 21 年 朝霞市)

### (3) 動物

朝霞市史等の既往文献や朝霞市が実施した緑地環境調査結果、市民団体から提供を受けた生物調査結果によると、朝霞市では以下の動物の存在が確認されている。

#### ①哺乳類

朝霞市緑の基本計画（平成 18 年 朝霞市）によると、朝霞市内では哺乳類が 6 科 11 種が確認されている。また、特別緑地保全地区に指定されている宮戸三丁目緑地ではアズマモグラ、公園整備予定地である根岸台八丁目緑地ではモグラやタヌキが確認されている。

なお、埼玉県平野部では 7 科 15 種が確認されている。

表 2-1 朝霞市内で確認された哺乳類

|          | 朝霞市緑の基本計画                                       | 緑地環境調査結果 | 市民団体からの提供データ |
|----------|-------------------------------------------------|----------|--------------|
| 朝霞市内全域   | ノウサギ、イタチ、タヌキ、アズマモグラ、カヤネズミ、アカネズミ等のネズミ類、アブラコウモリ 等 | —        | —            |
| 宮戸三丁目緑地  | —                                               | アズマモグラ   | —            |
| 根岸台八丁目緑地 | —                                               | モグラ、タヌキ  | —            |

出典：朝霞市緑の基本計画（平成 18 年 朝霞市）

【緑地環境調査結果】（仮称）宮戸三丁目緑地環境調査報告書（平成 16 年 朝霞市）

根岸台八丁目緑地生態系調査業務委託報告書（平成 23 年 朝霞市）

#### ②鳥類

朝霞市緑の基本計画（平成 18 年 朝霞市）によると、朝霞市内では、鳥類が 144 種（水鳥 53 種、陸鳥 91 種）が確認されている。このうち市域で営巣が確認されている繁殖鳥は 30 種（水鳥 7 種、陸鳥 23 種）とされている。冬鳥は 75 種（水鳥 28 種、陸鳥 47 種）で、繁殖鳥と冬鳥を除いた他の鳥のほとんどが旅鳥であり、その数 62 種と比率はかなり高く、市内の緑地と水辺環境が渡り鳥の休憩所として利用されている。

なお、埼玉県域で記録されている鳥類は 287 種とされている。

表 2-2 朝霞市内で確認された鳥類

|                               | 朝霞市緑の基本計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 緑地環境調査結果 | 市民団体からの提供データ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 朝霞市内全域                        | <p>&lt;1年中みられる鳥&gt;</p> <p>カイツブリ、チョウゲンボウ、オオタカ、キジ、ヒヨドリ、ヒバリ、キジバト、コゲラ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ハクセキレイ、キセキレイ、コサギ、アオサギ、カルガモ、カワウ、コジュケイ 等</p> <p>&lt;夏鳥&gt;</p> <p>ツバメ、イワツバメ、ヨシゴイ、ササゴイ、ヒクイナ、タマシギ、カッコウ、オオヨシキリ 等</p> <p>&lt;冬鳥&gt;</p> <p>マガモ、オナガガモ、ヒドリガモ、タゲリ、タシギ、ユリカモメ、ツグミ、キクイタダギ、ジョウビタキ、ウグイス 等</p> <p>&lt;渡りの途中に立ち寄る鳥&gt;</p> <p>ヒタキ類、ノジコ、クロジ、シギ・チドリ類、アオバズク、ヨタカ、ツツドリ、ホトトギス 等</p> | —        | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新河岸川・黒目川・荒川河川敷及び周辺の斜面林、屋敷林・田畑 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | —        | <p>&lt;春秋&gt;</p> <p>キビタキ、センダイムシクイ、チュウサギ 等</p> <p>&lt;夏&gt;</p> <p>オオタカ、アオゲラ、コゲラ、シジュウカラ、エナガ、カワラヒワ、カワセミ、カルガモ、バン、モズ、セグロセキレイ、ハクセキレイ、イワツバメ、イソシギ 等</p> <p>&lt;冬&gt;</p> <p>ジョウビタキ、ルリビタキ、ヤマガラ、キクイタダキ、アカハラ、シロハラ、ツグミ、トラツグミ、ハイタカ、カモ類（ヒドリガモ、マガモ、コガモ、オカヨシガモ、ハシビロガモ、オナガガモ）、クイナ類（クイナ、バン、オオバン）、サギ類（アオサギ、ダイサギ、コサギ）、イソシギ、イカルチドリ、キセキレイ、タヒバリ 等</p> |
| 朝霞調整池及び周辺                     | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | —        | オオタカ、ハイタカ、ハヤブサ、チョウゲンボウ、ノスリ、モズ、カワセミ                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|                       | 朝霞市緑の基本計画 | 緑地環境調査結果                                                                                                                                                           | 市民団体からの提供データ                                                                                                                               |
|-----------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 朝霞調整池及び<br>周辺<br>(続き) | —         | —                                                                                                                                                                  | <夏><br>オオヨシキリ、カッコウ、セツ<br>カ<br><冬><br>ベニマシコ、オオジュリン、カ<br>シラダカ<br><水面><br>キンクロハジロ、ホシハジロ、<br>ハシビロガモ、コガモ、カワウ、<br>カイツブリ<br><水辺><br>アオサギ、ダイサギ、コサギ |
| 宮戸三丁目<br>緑地           | —         | ダイサギ、ヒドリガモ、コチドリ、イソシギ、ツミ、キジバト、ヒバリ、ツバメ、ハクセキレイ、ヒヨドリ、モズ、セッカ、シジュウカラ、ホオジロ、アオジ、カワラヒワ、スズメ、ムクドリ、ハシブトガラス、ハシボソガラス                                                             | —                                                                                                                                          |
| 岡三丁目緑地                | —         | キジバト、コゲラ、ツバメ、ハクセキレイ、キセキレイ、ヒヨドリ、モズ、ヒレンジャク、ジョウビタキ、アカハラ、シロハラ、ツグミ、ウグイス、シジュウカラ、ヒガラ、メジロ、アオジ、シメ、スズメ、ムクドリ、オナガ、ハシボソガラス、ハシブトガラス                                              | —                                                                                                                                          |
| 根岸台八丁目<br>緑地          | —         | トビ、ツミ、キジバト、アオゲラ、コゲラ、ツバメ、ハクセキレイ、ヒヨドリ、モズ、ジョウビタキ、シロハラ、ツグミ、ウグイス、シジュウカラ、メジロ、アオジ、カワラヒワ、マヒワ、シメ、スズメ、ムクドリ、オナガ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ワカケホンセイインコ                                    | —                                                                                                                                          |
| 朝霞市基地跡地<br>公園予定地      | —         | オオタカ、ヤマシギ、キジバト、ドバト、ヨタカ、コゲラ、ツバメ、イワツバメ、キセキレイ、ハクセキレイ、ヒヨドリ、モズ、ルリビタキ、ジョウビタキ、トラツグミ、アカハラ、シロハラ、ツグミ、ウグイス、キビタキ、エナガ、シジュウカラ、メジロ、ホオジロ、アオジ、カワラヒワ、シメ、スズメ、ムクドリ、オナガ、ハシボソガラス、ハシブトガラス | ハイタカ、ツミ、アオゲラ、アカゲラ、キクイタダキ                                                                                                                   |

|     | 朝霞市緑の基本計画 | 緑地環境調査結果 | 市民団体からの提供データ                                             |
|-----|-----------|----------|----------------------------------------------------------|
| その他 | —         | —        | ヤマガラ、ウソ、ベニマシコ、ウグイス、ノスリ、オオタカ、チョウゲンボウ、バン、コチドリ、カワセミ、ヒメアマツバメ |

※□で囲んでいる種は「埼玉県版レッドデータブック（動物編）（平成 14 年 埼玉県）」に掲載されている種。

出典：朝霞市緑の基本計画（平成 18 年 朝霞市）

【緑地環境調査結果】（仮称）宮戸三丁目緑地環境調査報告書（平成 16 年 朝霞市）

（仮称）岡三丁目緑地環境調査報告書（平成 16 年 朝霞市）

根岸台八丁目緑地生態系調査業務委託報告書（平成 23 年 朝霞市）

基地跡地公園・シンボルロードに係る植生調査及び生態系調査等委託業務植生調査及び生態系調査報告書（平成 23 年 朝霞市）

【市民団体からの提供データ】埼玉県生態系保護協会朝霞支部（平成 15 年～18 年）

秋ヶ瀬野鳥クラブ



写真 2-1 朝霞市内で確認された鳥類の例（左から、モズ、コゲラ、カワラヒワ）

出典：朝霞市基地跡地公園・シンボルロード予定地の生態系調査報告書（平成 22 年 朝霞市）

### ③両生類・爬虫類

朝霞市緑の基本計画（平成 18 年 朝霞市）によると、朝霞市内では、ニホンアカガエルやシュレーゲルアオガエル、トウキョウダルマガエルといった両生類や、トカゲ、ジムグリ、マムシといった爬虫類が確認されている。

表 2-3 朝霞市内で確認された両生類・爬虫類

|         | 朝霞市緑の基本計画                                                                                                                                                  | 緑地環境調査結果                                                             | 市民団体からの提供データ |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------|
| 朝霞市全域   | <p>&lt;両生類&gt;</p> <p>ニホンアカガエル、ウシガエル、アズマヒキガエル、シュレーゲルアオガエル、トウキョウダルマガエル、ニホンアマガエル 等</p> <p>&lt;爬虫類&gt;</p> <p>クサガメ、カナヘビ、トカゲ、シマヘビ、ジムグリ、アオダイショウ、マムシ、ヤマカガシ 等</p> | —                                                                    | —            |
| 宮戸三丁目緑地 | —                                                                                                                                                          | <p>&lt;両生類&gt;</p> <p>アマガエル</p> <p>&lt;爬虫類&gt;</p> <p>ヤマカガシ、カナヘビ</p> | —            |

|                  | 朝霞市緑の基本計画 | 緑地環境調査結果                                          | 市民団体からの提供データ |
|------------------|-----------|---------------------------------------------------|--------------|
| 根岸台八丁目<br>緑地     | —         | ＜両生類＞<br>—<br>＜爬虫類＞<br>シマヘビ、アオダイショウ、<br>ヒバカリ、カナヘビ | —            |
| 朝霞市基地跡地<br>公園予定地 | —         | ＜両生類＞<br>アマガエル<br>＜爬虫類＞<br>カナヘビ、ニホントカゲ            | —            |

※□で囲んでいる種は「埼玉県版レッドデータブック（動物編）（平成 14 年 埼玉県）」に掲載されている種。

出典：朝霞市緑の基本計画（平成 18 年 朝霞市）

【緑地環境調査結果】（仮称）宮戸三丁目緑地環境調査報告書（平成 16 年 朝霞市）

根岸台八丁目緑地生態系調査業務委託報告書（平成 23 年 朝霞市）

基地跡地公園・シンボルロードに係る植生調査及び生態系調査等委託業務植生調査  
及び生態系調査報告書（平成 23 年 朝霞市）

#### ④魚類

朝霞市緑の基本計画（平成 18 年 朝霞市）によると、朝霞市内では、黒目川、越戸川、新河岸川、荒川において、ギンブナやウキゴリといった魚類が共通して確認されている。また、新河岸川とその支流である黒目川では、国レベルで絶滅危惧Ⅱ類に指定されているメダカ、ギバチも確認されている。

表 2-4 朝霞市内で確認された魚類・甲殻類

|     | 朝霞市緑の基本計画                                                                                                                                                                   | 緑地環境調査結果                                                                                                                           | 市民団体からの提供データ                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 黒目川 | コイ、モツゴ、 <b>ギンブナ</b> 、ドジョウ、 <b>メダカ</b> 、アユ、オイカワ、ウグイ、マルタウグイ、ボラ、 <b>ウキゴリ</b> 、ヌマチチブ、ウナギ、 <b>ナマズ</b> 、マハゼ、タモロコ、 <b>カマツカ</b> 、ヨシノボリ、スミウキゴリ、 <b>ヤリタナゴ</b> 、 <b>ギバチ</b> 、ニゴイ、スズキ 等 | ＜上流＞<br>オイカワ、アブラハヤ、アユ、スズキ、ウキゴリ、ボラ、アメリカザリガニ、ウグイ、モツゴ、スジエビ<br>＜下流＞<br>ウナギ、ナマズ、スズキ、オオクチバス、マハゼ、ヌマチチブ、ウキゴリ、モクズガニ、モツゴ、テナガエビ、スジエビ、アメリカザリガニ | モツゴ（クチボソ）、ボラ、アユ、オイカワ、ギンブナ、キンブナ、コイ、ニゴイ、ウグイ、マルタウグイ、メダカ、ヒメダカ、スズキ、タモロコ、カワムツ B 型、ナマズ、ウキゴリ、スミウキゴリ、ヌマチチブ、アブラハヤ、ヨシノボリ、マハゼ、カマツカ、ギバチ、ドジョウ、シマドジョウ、ウナギ、キンギョ、タイリクバラタナゴ、ブルーギル、サケ、スジエビ、テナガエビ、ヌカエビ、ヌマエビ、モクズガニ、クサガメ、イシガメ、ミシシッピーアカミミガメ、アメリカザリガニ、ヤゴ（ハグロトンボ）、ヤゴ（シオカラトンボ）、アメンボ、ミズカマキリ、淡水シジミ、タニシ |
| 越戸川 | コイ、 <b>ギンブナ</b> 、ドジョウ、 <b>ウキゴリ</b> 、モツゴ、 <b>ナマズ</b> 、ヌマチチブ、ゲンゴロウブナ 等                                                                                                        | ＜下流＞<br>ウナギ、ギンブナ、アブラハヤ、ウグイ、モツゴ、マハゼ、ヌマチチブ、ウキゴリ、テナガエビ、アメリカザリガニ、モクズガニ、コイ、ボラ、スジエビ                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                            |



|            | 朝霞市緑の基本計画                                                                                                                                                          | 緑地環境調査結果                                                                                                                                  | 市民団体からの提供データ |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 新河岸川       | コイ、ウグイ、 <u>ギンブナ</u> 、ウナギ、 <u>メダカ</u> 、アユ、オイカワ、マルタウグイ、ボラ、 <u>ウキゴリ</u> 、ヌマチチブ、 <u>ナマズ</u> 、マハゼ、タモロコ、 <u>カマツカ</u> 、ヨシノボリ、スミウキゴリ、 <u>ヤリタナゴ</u> 、 <u>ギバチ</u> 、ニゴイ、スズキ 等 | ＜上流＞<br>スズキ、マハゼ、ヌマチチブ、スジエビ、モクズガニ、ウナギ、タイリクバラタナゴ、オイカワ、モツゴ、ウキゴリ、テナガエビ、カエル類の幼生、ミシシッピアカミミガメ<br>＜下流＞<br>ウナギ、ヌマチチブ、ウキゴリ、テナガエビ、スジエビ、ナマズ、スズキ、モクズガニ |              |
| 荒川         | ウナギ、アユ、オイカワ、ワタカ、ソウギョ、アオウオ、ハクレン、コイ、 <u>ギンブナ</u> 、ニゴイ、チチブ、 <u>ウキゴリ</u> 等                                                                                             | －                                                                                                                                         | －            |
| 旧新河岸川の三日月湖 | コイ、 <u>ギンブナ</u> 、 <u>カマツカ</u> 、モツゴ、ヘラブナ、タイリクバラタナゴ、タモロコ、ドジョウ、 <u>ギバチ</u> 、 <u>ヤリタナゴ</u> 、 <u>ナマズ</u> 、 <u>メダカ</u> 、カムルチー 等                                          | －                                                                                                                                         | －            |

※□で囲んでいる種は「埼玉県版レッドデータブック（動物編）（平成 14 年 埼玉県）」に掲載されている種。

出典：朝霞市緑の基本計画（平成 18 年 朝霞市）

【緑地環境調査結果】朝霞市の環境～平成 22 年度版～（平成 22 年度 朝霞市）

平成 22 年度魚類調査結果（平成 22 年 朝霞市）

【市民団体からの提供データ】黒目川に親しむ会（平成 22 年～24 年）

## ⑤昆虫類

朝霞市緑の基本計画（平成 18 年 朝霞市）によると、朝霞市内では、チョウ類がおよそ 60 種確認されており、重要な種では、ウラゴマダラシジミ、クロシジミ、オオムラサキ、ギンイチモンジセセリ、ミヤマチャバネセセリ等が確認されている。

その他、セミ類が 7 種確認されている。また、湧水に生息するシマアメンボは、生息地が減少しているので特に重要とされている。

表 2-5 朝霞市内で確認された昆虫類

|       | 朝霞市緑の基本計画                                                                                                       | 緑地環境調査結果 | 市民団体からの提供データ                                                                            |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 朝霞市全域 | <u>ウラゴマダラシジミ</u> 、 <u>クロシジミ</u> 、 <u>オオムラサキ</u> 、 <u>ギンイチモンジセセリ</u> 、ベニシジミ、スジグロシロチョウ、キタテハ、キチョウ、ツマグロヒョウモン、コムスジ 等 | －        | ＜バッタ目＞<br>キリギリス、クルマバッタ、ショウリョウバッタモドキ<br>＜チョウ目＞<br>ギンイチモンジセセリ、オナガミズアオ<br>＜カメムシ目＞<br>ヒメナガメ |



|                  | 朝霞市緑の基本計画 | 緑地環境調査結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 市民団体からの提供データ |
|------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 宮戸三丁目<br>緑地      | —         | <p>&lt;チョウ目&gt;<br/>オオミズアオ、アオスジアゲハ、ナミアゲハ、キアゲハ、クロアゲハ、スジグロシロチョウ、ジャコウアゲハ、モンシロチョウ、キチョウ、ヒメウラナミジャノメ、サトキマダラヒカゲ、ヒカゲチョウ、ヒメジャノメ、コミスジ、ルリタテハ、ウラギンシジミ、ベニシジミ、ヤマトシジミ、ツバメシジミ、ルリシジミ、イチモンジセセリ</p> <p>&lt;カメムシ目&gt;<br/>アブラゼミ、ミンミンゼミ、ツクツクボウシ、チャバネアオカメムシ、クサギカメムシ、キバラヘリカメムシ、ホソハリカメムシ、ウシカメムシ、マルカメムシ、イトカメムシ、アオバハゴロモ、ツマグロスケバ、ツマグロオオヨコバイ</p> <p>&lt;バッタ目&gt;<br/>コバネイナゴ、クサキリ、トノサマバッタ、クビキリギス、オンブバッタ、アオマツムシ</p> <p>&lt;カマキリ目&gt;<br/>コカマキリ</p> <p>&lt;トンボ目&gt;<br/>ハグロトンボ、シオカラトンボ、アキアカネ、ウスバキトンボ</p> <p>&lt;コウチュウ目&gt;<br/>セアカゴミムシ、オオヒラタシデムシ、コクワガタ、マメコガネ、ドウガネブイブイ、カナブン、ウリハムシ、クロウリハムシ</p> | —            |
| 朝霞市基地跡地<br>公園予定地 | —         | <p>&lt;チョウ目&gt;<br/>イチモンジチョウ、トラフシジミ等 34 種</p> <p>&lt;バッタ目&gt;<br/>ヤブキリ、キアシヒバリモドキ、トノサマバッタ、ショウリョウバッタモドキ等 25 種</p> <p>&lt;トンボ目&gt;<br/>マルタンヤンマ等 12 種</p> <p>&lt;カメムシ目&gt;<br/>ビロウドサシガメ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | —            |

|              | 朝霞市緑の基本計画 | 緑地環境調査結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 市民団体からの提供データ |
|--------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 根岸台八丁目<br>緑地 | —         | ヤノナミガタチビタムシ、<br>コウゾチビタムシ、ヘラク<br>スギカメムシ、ヤマトタム<br>シ、カシワクチブトゾウム<br>シ、クロオビカサハラハム<br>シ、ナナフシモドキ、アオド<br>ウガネ、ウスバカミキリ、ム<br>ラサキシジミ、アオスジアゲ<br>ハ、ナガサキアゲハ、オナガ<br>アゲハ、ヒメクビナガカメム<br>シ、ウスバカゲロウ、トウキ<br>ョウヒメハンミョウ、ズアカ<br>シダカスミカメ、ヤマトシロ<br>アリ、オオハリアリ、ヨツボ<br>シオオアリ、トビイロケア<br>リ、マダラマルハヒロズコ<br>ガ、カワゲラ類、ヒゲナガハ<br>ナノミ、ヒメハバビロドロム<br>シ、ガガンボ類、オナシカワ<br>ゲラ、ヒメハバビロドロム<br>シ、オニヤンマ、コガタシマ<br>トビケラ、アキアカネ、ヤマ<br>トクロスジヘビトンボ、キア<br>ゲハ、マエホシヨトウ、スイ<br>センハナアブ、ニッポンヒゲ<br>ナガハナバチ、ニホンミツバ<br>チ、ホソヒラタアブ、アシブ<br>トハナアブ、ヤノトガリハナ<br>バチ、ツマグロキンバエ、ヒ<br>メナガカメムシ、アカヒメヘ<br>リカメムシ、ナガメ、クロウ<br>リハムシ、ナトビハムシ、ハ<br>スモンヨトウ、ツバメシジ<br>ミ、ヤマトシジミ本土亜種、<br>シオヤアブ、キタテハ | —            |

出典：朝霞市緑の基本計画（平成 18 年 朝霞市）

【緑地環境調査結果】（仮称）宮戸三丁目緑地環境調査報告書（平成 16 年 朝霞市）

基地跡地公園・シンボルロードに係る植生調査及び生態系調査等委託業務植生調査  
及び生態系調査報告書（平成 23 年 朝霞市）

根岸台八丁目緑地生態系調査業務委託報告書（平成 23 年 朝霞市）

【市民団体からの提供データ】埼玉県生態系保護協会朝霞支部（平成 15 年～18 年）



写真 2-2 朝霞市内で確認されたチョウ類の例

(上段左から、ベニシジミ、スジグロシロチョウ、キタテハ下段左から、キチョウ、ツマグロヒヨウモン、コムスジ)

出典：朝霞市基地跡地公園・シンボルロード予定地の生態系調査報告書（平成 22 年 朝霞市）

表 2-1 から表 2-5 を基に、朝霞市内で確認される動物について、想定される生息範囲とともに図示した。

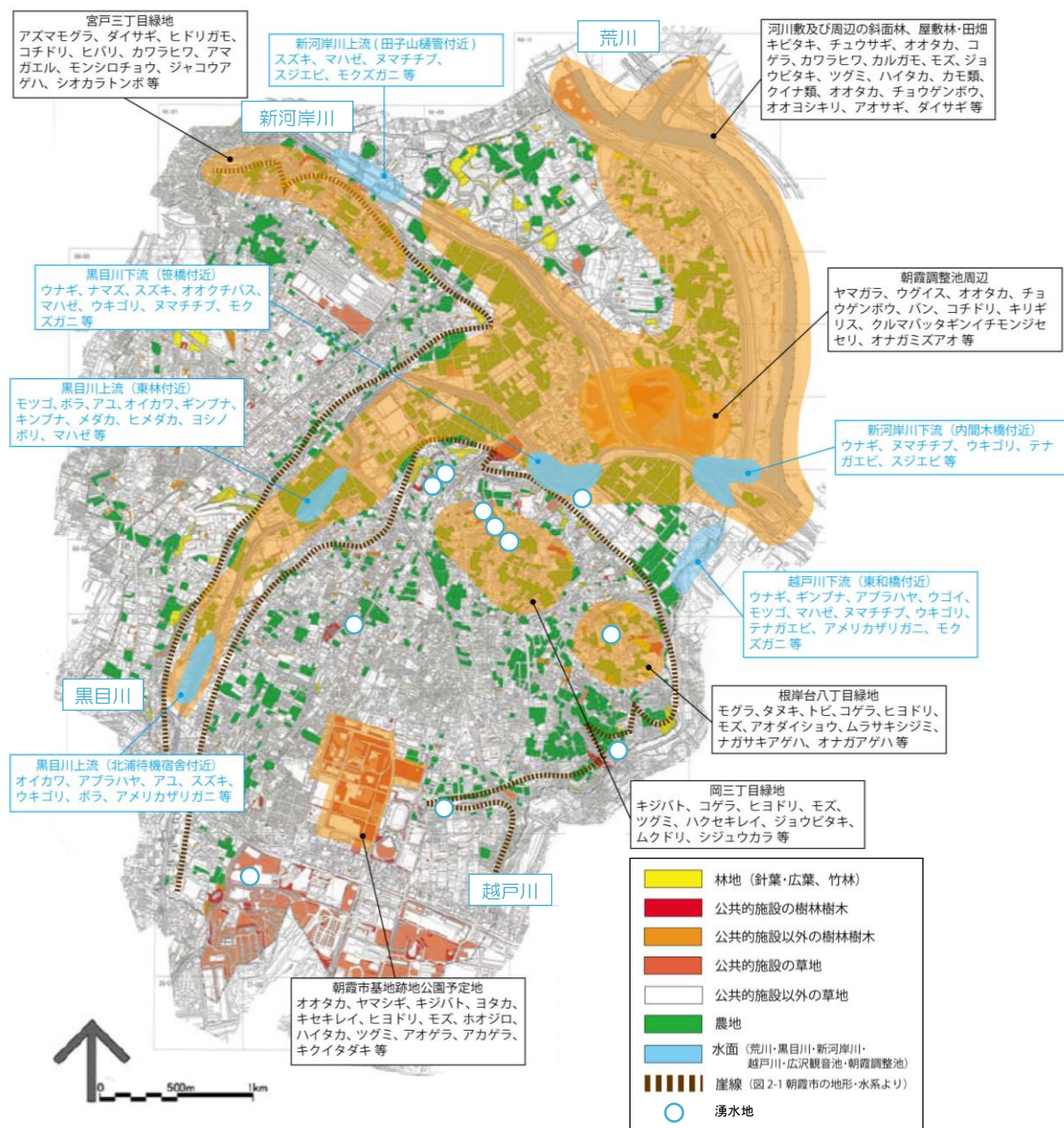


図 2-3 朝霞市内で確認される動物種及び想定生息範囲

出典：朝霞市緑の基本計画（平成 18 年 朝霞市）

平成 22 年度魚類調査結果（平成 22 年 朝霞市）

（仮称）宮戸三丁目緑地環境調査報告書（平成 16 年 朝霞市）

根岸台八丁目緑地生態系調査業務委託報告書（平成 23 年 朝霞市）

基地跡地公園・シンボルロードに係る植生調査及び生態系調査等委託業務植生調査及び生態系調査報告書（平成 23 年 朝霞市）

#### (4) 植物

自然環境保全基礎調査（環境省自然環境局）に基づく植生図によると、朝霞市では、荒川低地の新河岸川・朝霞調整池周辺にヨシクラスや水田雑草群落、畑雑草群落が分布し、武蔵野台地上にクヌギ・コナラ群集、シラカシ群集、畑雑草群落等が分布している。

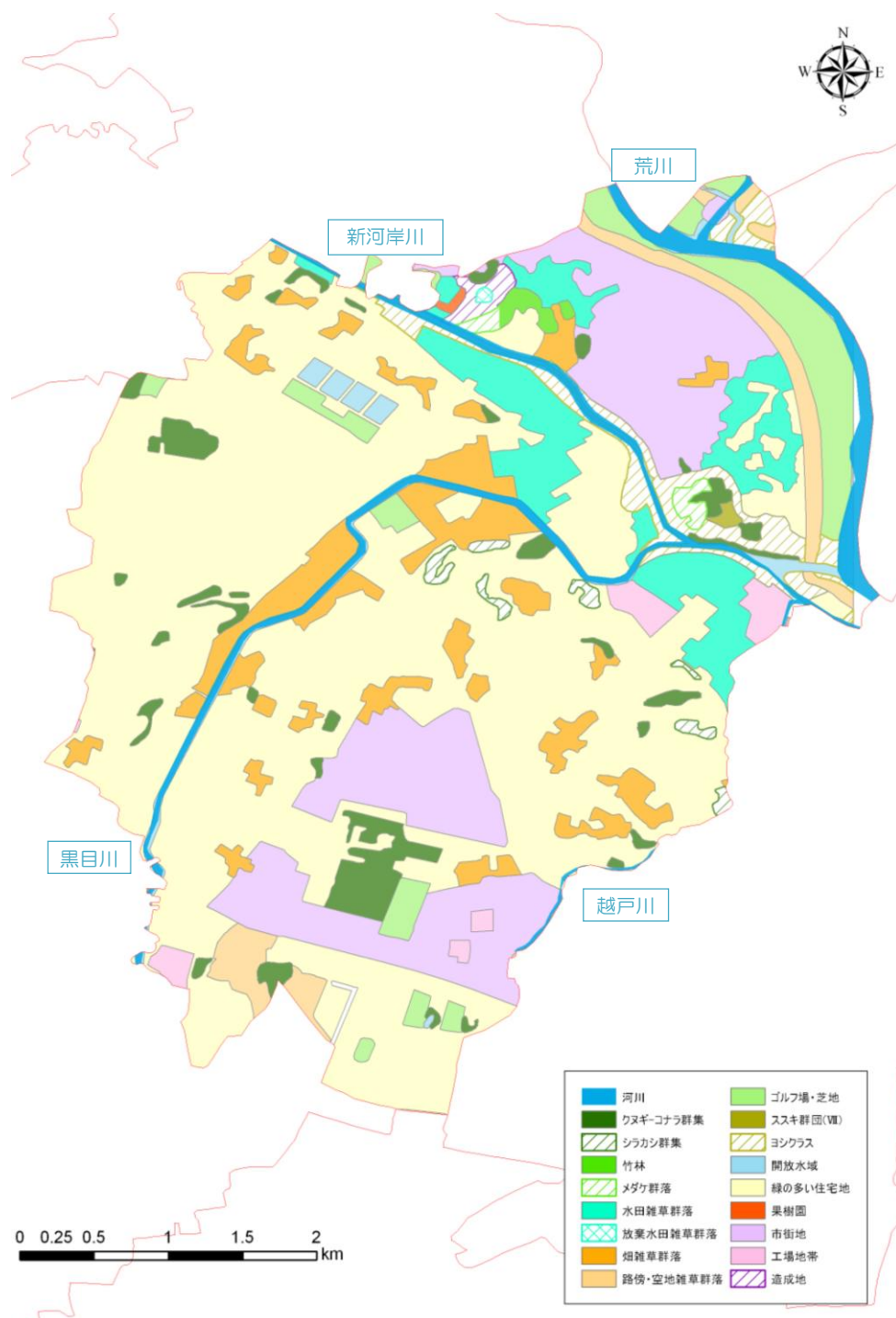


図 2-4 朝霞市の植生

出典：自然環境情報 GIS 提供システム「第 6・7 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局）  
 ※第 6 回：平成 11~16 年度、第 7 回：平成 17 年度～

朝霞市内では、表 2-6 に示す植物種が確認されており、台地や斜面に残る雑木林と黒目川・荒川流域の農地や竹林のほか、散在する屋敷林、社寺林、公園として残る緑地等が多様な植物の生育地となっている。

表 2-6 朝霞市内で確認された植物

|                       |                                                                                                                                          |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 雑木林                   | コナラ、クヌギ、アカシデ、イヌシデ、エゴノキ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、スギ、アカマツ、ガマズミ、ヒサカキ、ヤマツツジ、イヌツゲ、ヒメカンスゲ、 <u>シュンラン</u> 、ジャノヒゲ、ヤブラン 等                                     |
| 空地・道路・広場の植物           | <u>ヒメジョオン</u> 、ヒメムカシヨモギ、シロザ、ブタクサ、 <u>オナモミ</u> 、ホウキギク、アオビユ、オオブタクサ、セイタカアワダチソウ、ススキ、コニシキソウ、ギョウギシバ、ヘクソカズラ、メヒシバ 等                              |
| 社寺林と屋敷林               | シラカシ、アラカシ、スダジイ、スギ、ツバキ、アオキ、ヒサカキ、イヌツゲ、ホウノキ、コブシ、ウワミズザクラ、ジャノヒゲ、ヤブコウジ、ヤブラン、キツタ、アズマネササ、ギボウシ、チヂミザサ 等                                            |
| 畑の草                   | スギナ、チガヤ、ジシバリ、スベリヒユ、カタバミ、エノキグサ、コニシキソウ、ナズナ、ハキダメギク、ノボログク、 <u>ヒメジョオン</u> 、エノコログサ、メヒシバ、カヤツリグサ、カラスビシャク 等                                       |
| 水田の草                  | スズメノテッポウ、ノミノフスマ、タネツケバナ、カズノコグサ、キツネノボタン、イヌビエ、トキワハゼ、タガラシ、イボクサ、オオジシバリ、ムラサキサギゴケ、ヘビイチゴ、オオバコ、ジュズダマ 等                                            |
| 黒目川流域の植物              | イヌムギ、ネズミムギ、カモジグサ、カワヤナギ、ネコヤナギ、カワラケツメイ、クサヨシ、カモガヤ、アワガエリ、ミゾソバ、イタドリ、セイタカアワダチソウ、イヌキクイモ、アレチウリ、セリ 等                                              |
| 根岸台八丁目緑地、岡緑地、宮戸緑地の斜面林 | イヌショウマ、ジロボウエンゴサク、アマナ、ツルボ                                                                                                                 |
| 朝霞調整池周辺               | ハンゲショウ、タコノアシ、ヒメミソハギ、ミズマツバ、ウスゲチョウジタデ、ミゾコウジュ、キクモ、カワヂシャ、ゴマギ、カワラニンジン、フジバカマ、トチカガミ、ウマスゲ、カンエンガヤツリ、タタラカンガレイ、ノカラマツ、アゼオトギリ、ナガボノシロワレモコウ、ノウルシ、ヌマトラノオ |

※□で囲んでいる種は「埼玉県版レッドデータブック（植物編）（平成 17 年 埼玉県）」に掲載されている種。

出典：朝霞市緑の基本計画（平成 18 年 朝霞市）  
あさか環境市民会議（平成 24 年）  
埼玉県生態系保護協会朝霞支部（平成 15 年～18 年）



特別緑地保全地区である宮戸三丁目緑地及び岡三丁目緑地と、根岸台八丁目緑地、朝霞市基地跡地公園予定地においては、以下の植物が確認されている。

なお、自然環境保全基礎調査による植生図ではクスギ・コナラ群集となっている基地跡地に関しては、「朝霞市基地跡地『公園・シンボルロード』整備基本計画書」による植生調査の結果では、高木層がムクノキ、ミズキ、アカメガシワ、アオギリ、ヤマグワ等の侵入植物で優占された樹林が形成されており、一部にモウソウチク林が分布しているとされている。

表 2-7 朝霞市内で確認された植物（緑地環境調査結果）

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ＜宮戸三丁目緑地＞      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 高木・<br>亜高木層    | 針葉樹：アカマツ、スギ、ヒノキ<br>常緑樹：シロダモ、トウネズミモチ、シラカシ、スダジイ、クスノキ、ネズミモチ<br>落葉樹：クスギ、コナラ、ウワミズザクラ、エゴノキ、イヌザクラ、アカメガシワ、ミズキ、クリ、ケヤキ、ニワトコ、ムクノキ、コブシ、エノキ、ヤマザクラ                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 低木層            | 針葉樹：シュロ、スギ<br>常緑樹：シラカシ、ネズミモチ、ヒサカキ、シロダモ、アオキ、サカキ、モチノキ、ヤツデ、ツバキ<br>落葉樹：エゴノキ、サクラ、コナラ、サワフタギ、イヌザクラ、クリ、ウワミズザクラ、エノキ、マユミ、ヤマグワ、カマツカ、ムクノキ、ムクゲ、イボタノキ、ケヤキ、ヤマザクラ、ガマズミ、クサギ、ムラサキシキブ、コマユミ、シナレンギョウ、タラノキ、アカメガシワ、カキノキ                                                                                                                                                                                                 |
| つる植物           | 常緑性：キツタ、ビナンカズラ、スイカズラ<br>落葉性：クズ、ツルウメモドキ、ツタ、エビヅル、ミツバアケビ、フジ、シオデ、カラスウリ、オニドコロ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ＜岡三丁目緑地＞       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 高木・<br>亜高木層    | 常緑樹：スギ、ヒノキ、シラカシ、シロダモ、ヤブツバキ、シュロ、モウソウチク<br>落葉樹：ムクノキ、イロハモミジ、ミズキ、ケヤキ、エノキ、コナラ、クスギ、エゴノキ、コブシ、オニグルミ、アカメガシワ                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 低木層            | 常緑樹：アオキ、シラカシ、シロダモ、シュロ、アズマネザサ、ヒサカキ、ネズミモチ、ヤツデ、サザンカ<br>落葉樹：センダン、イロハモミジ、クサギ、タラノキ、ニワトコ、ヤマグワ、ムクノキ、エノキ、コブシ、ヤマウルシ                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 草木層            | 常緑性：セキショウ、ジャノヒゲ、マンリョウ、オニヤブソテツ<br>落葉性：ミズヒキ、ケチヂミザサ、ドクダミ、クレソン、ヤブミョウガ、ミツバ、フキ、ヒカゲイノコズチ、ヒナタイノコズチ、イヌキクイモ、スギナ、イタドリ、セリ、ツユクサ、イヌビエ、ヤブタデ、ハキダメギク、アキメヒシバ、シロザ、ヤブマオ、コセンダングサ、ヒメジョオン、ミゾソバ、イヌタデ、ヨウシュヤマゴボウ、メヤブマオ、ミチヤナギ、オランダミミナグサ、ツメクサ、ケイツネノボタン、イヌガラシ、ヘビイチゴ、カタバミ、アメリカフウロ、ホトケノザ、ヒメオドリコソウ、タチイヌノフグリ、オオイヌノフグリ、ハエドクソウ、オオバコ、ヨモギ、オオアレチノギク、ハハコグサ、ノゲシ、セイヨウタンポポ、カントウタンポポ、ウラジロチチコグサ、セイタカアワダチソウ、カモジグサ、イヌムギ、スズメノカタビラ、スミレ科 sp、スゲ sp |
| つる植物           | 常緑性：キツタ、テイカカズラ、ツルマサキ、ビナンカズラ<br>落葉性：クズ、カラスウリ、ヘクソカズラ、ヤブガラシ、ミツバアケビ、フジ、ノブドウ、ヤブマメ、ヤマノイモ、オニドコロ、カナムグラ、コヒルガオ、 <b>ヒヨドリジョウゴ</b>                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ＜朝霞市基地跡地公園予定地＞ |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 高木             | ヤマザクラ、エノキ、ムクノキ、ミズキ、ハリエンジュ 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 低木             | シロダモ、ヤツデ、ヒイラギ、カクレミノ 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 草本             | ジャノヒゲ、マンリョウ、テイカカズラ、ツルグミ、サイハイラン 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| <根岸台八丁目緑地> |                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 樹林         | <u>谷沿い及び斜面</u><br>ムクノキ、ケヤキ、シラカシ、コナラ、イヌシデ<br><u>斜面下部</u><br>ニワトコ、タラノキ、ヌルデ、クサイチゴ、タチツボスミレ、ウバユリ、カナムグラ<br><u>ギャップ（高木が倒れた場所）</u><br>ヤブタビラコ、セイタカアワダチソウ、ウシハコベ<br>管理されている場所：<br>ジュウニヒトエ、ハナタデ、ジャノヒゲ、ヤブラン、ヒメカンスゲ、ウラシマソウ<br>管理されていない場所：<br>シラカシ、アラカシ、シロダモ |
| 湿地         | <u>上流部や細流部</u><br>ムクノキ、ケヤキ、シラカシ、セキショウ、ミズタネツケバナ、ミゾホオズキ、ムカゴイラクサ<br><u>下流の谷底部</u><br>ムラサキシキブ、シロダモ、オオミゾソバ、セリ、ネコノメソウ、イシミカワ、サヤヌカグサ                                                                                                                  |
| 草地         | エノコログサ、メヒシバ、スズメガヤ、クワクサ、オオイヌノフグリ、コハコベ、ナズナ、ツメクサ、ソクズ、ヒヨドリジョウゴ、アマチャヅル、キツネノカミソリ、ヤブニンジン、ミズヒキ、イヌビユ、ナガミヒナゲシ、オランダミミナグサ、セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、アメリカオニアザミ、ウラジロチチコグサ                                                                                         |

出典：（仮称）宮戸三丁目緑地環境調査報告書（平成 16 年 朝霞市）

（仮称）岡三丁目緑地環境調査報告書（平成 16 年 朝霞市）

基地跡地公園・シンボルロードに係る植生調査及び生態系調査等委託業務植生調査及び生態系調査報告書（平成 23 年 朝霞市）

根岸台八丁目緑地生態系調査業務委託報告書（平成 23 年 朝霞市）



表 2-6 及び表 2-7 を基に、朝霞市内で確認される植物について、想定される生育範囲とともに図示した。

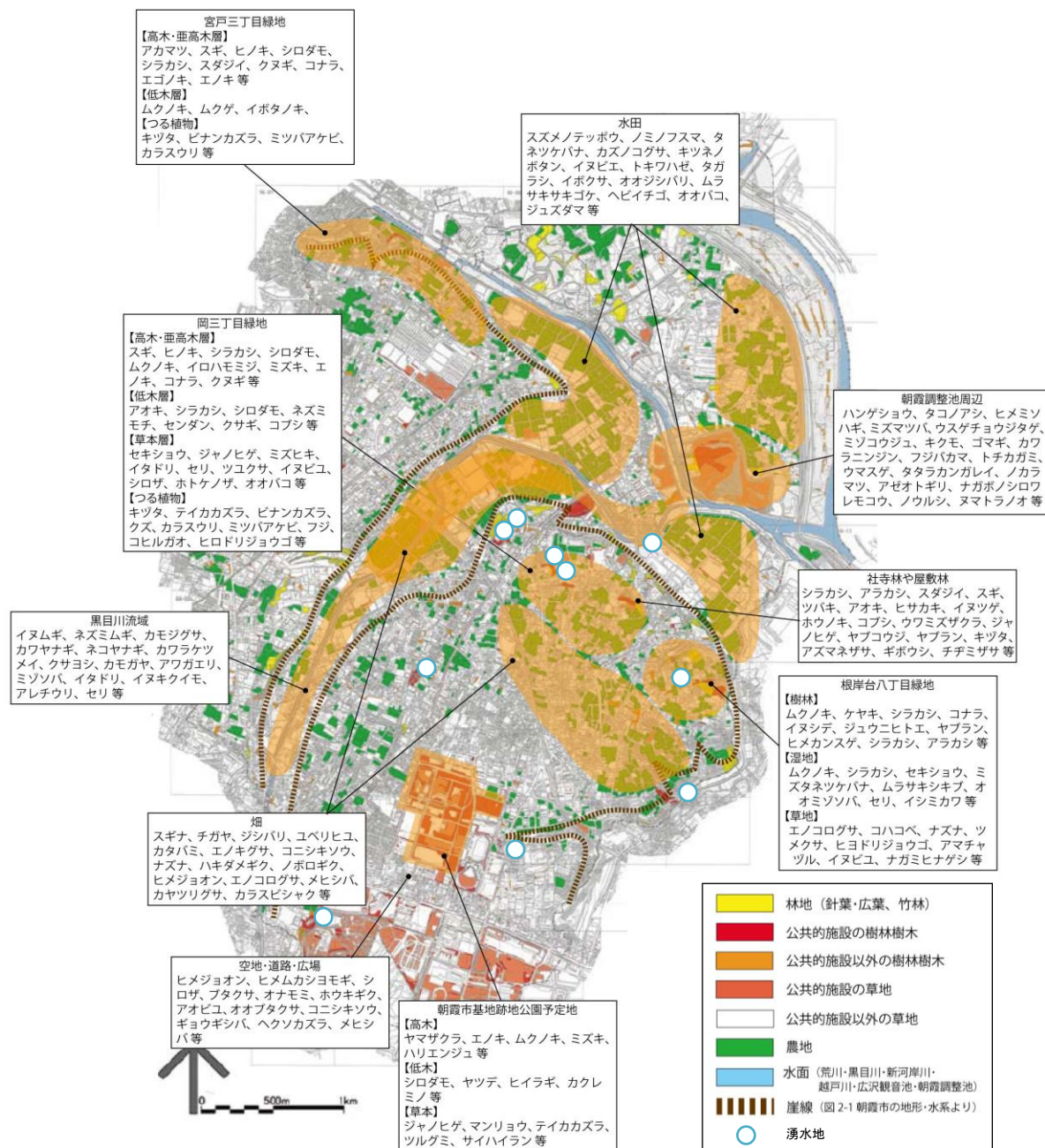


図 2-5 朝霞市で確認される植物種及び想定生育範囲

出典：朝霞市緑の基本計画（平成 18 年 朝霞市）

（仮称）宮戸三丁目緑地環境調査報告書（平成 16 年 朝霞市）

根岸台八丁目緑地生態系調査業務委託報告書（平成 23 年 朝霞市）

基地跡地公園・シンボルロードに係る植生調査及び生態系調査等委託業務植生調査及び生態系調査報告書（平成 23 年 朝霞市）

あさか環境市民会議（平成 24 年）

埼玉県生態系協会朝霞支部（平成 15 年～20 年）

## 2-1-2. 社会的条件に関する調査

朝霞市の社会的条件に関する調査として、都市計画基礎調査、公園緑地に関する朝霞市資料をもとに土地利用、法令の規制等による緑地の担保性を把握した。また、埼玉県及び朝霞市の行政計画をもとに、エコロジカルネットワークの形成を図っていく上で関連する計画・事業等を把握した。

### (1) 土地利用

朝霞市は、大正 3 年に東武東上線が開通し、現在のまちの骨格が形成されはじめ、高度経済成長や JR 武蔵野線の開通に伴い市街地が発達した。

平成 22 年度に行われた都市計画基礎調査によると、自然的土地利用面積は 473.44ha（農地 260.69ha、山林 39.08ha、水面 52.55ha、その他自然地 121.12ha）で市全域の約 26%であり、都市的土地利用面積は 1,364.56ha（宅地 635.30ha、公益施設用地 167.57ha、公共空地 81.58ha、道路用地 242.81ha、交通施設用地 12.94ha、その他公的施設用地 89.37ha、その他の空地 134.99ha）で全域の約 74%であった。

平成 17 年から 22 年の市域全体の土地利用の変化を見ると、農地が 30.3ha 減少し、宅地が 26.8ha、道路用地が 15.6ha 増加している（図 2-7）。

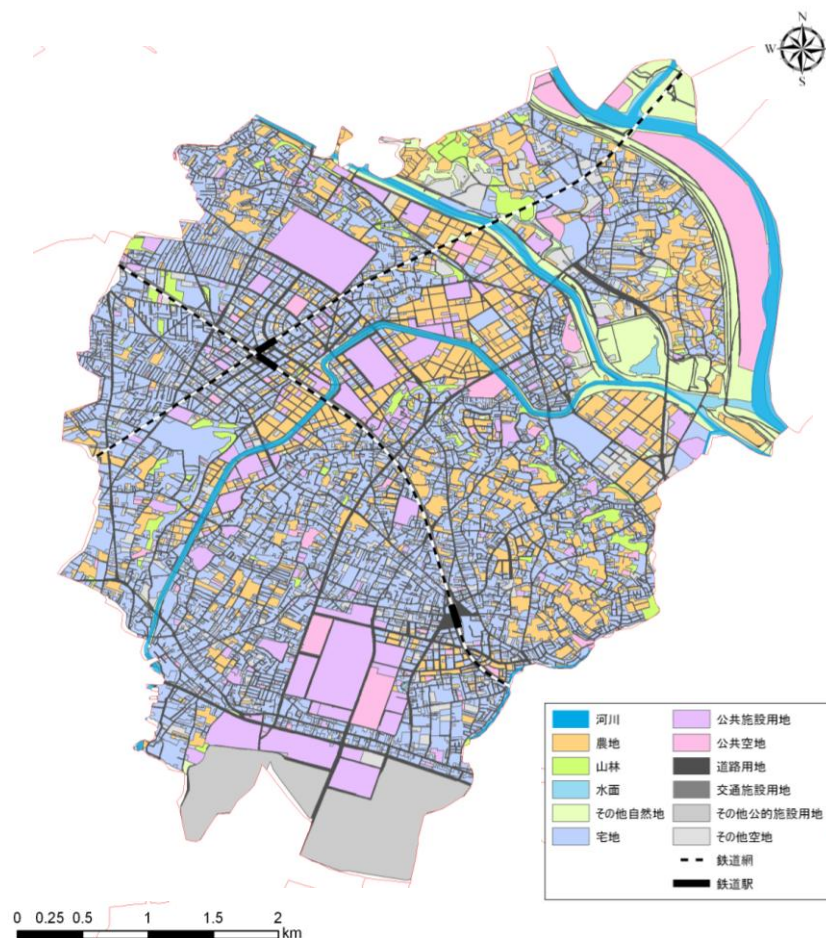


図 2-6 朝霞市の土地利用

出典：朝霞市土地利用現況データベース（平成 17 年 朝霞市都市建設部）

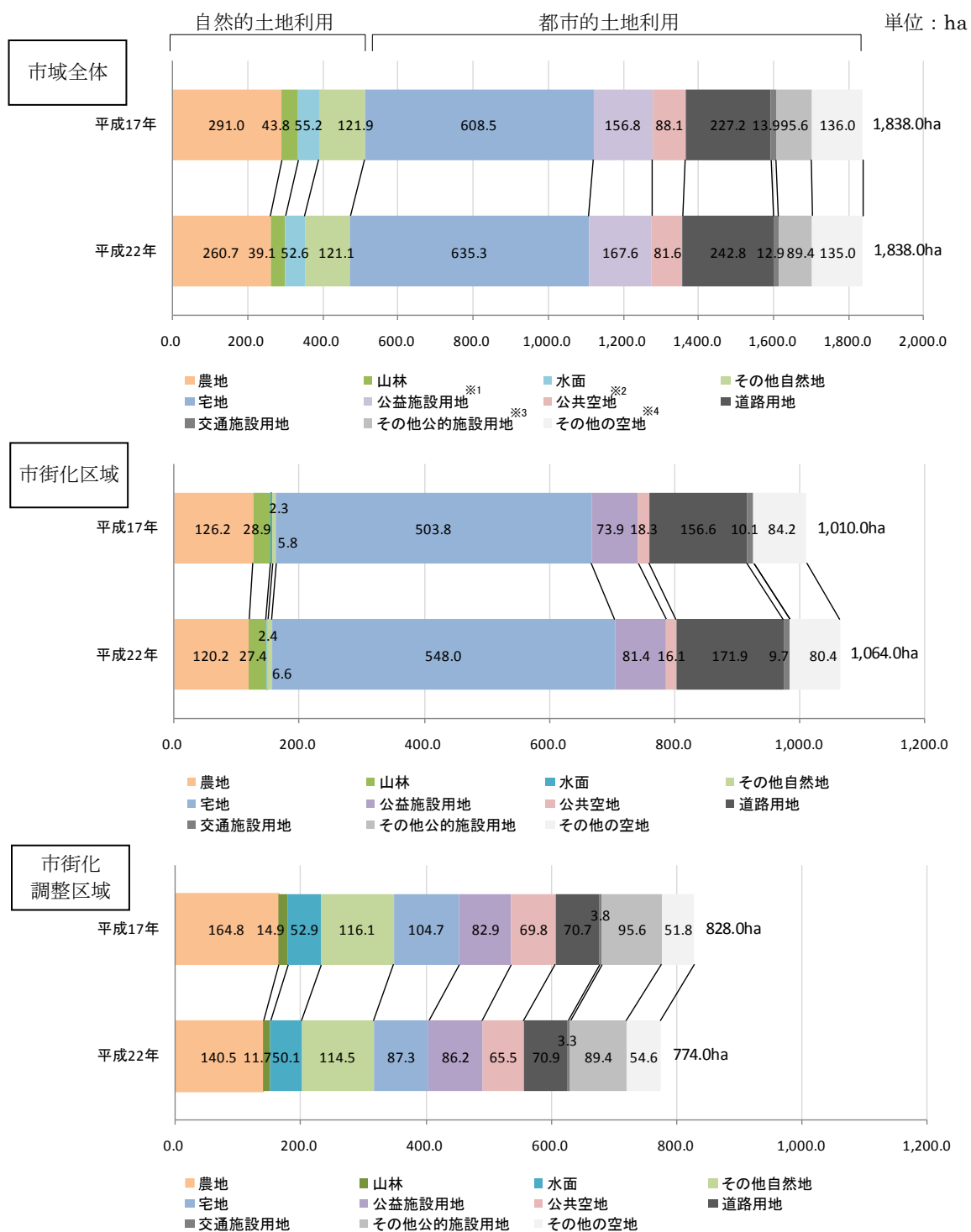


図 2-7 土地利用の変化

出典：朝霞市緑の基本計画（平成 18 年 朝霞市）

朝霞市都市計画基礎調査（平成 22 年 朝霞市）



## (2) 法令の規制等による緑地の担保性

### ①都市公園

朝霞市内には 30.12ha の都市公園が整備されている（平成 23 年 9 月現在）。その内訳は、街区公園が 29 箇所（計 6.61ha）、近隣公園が 3 箇所（計 5.15ha）、地区公園が 3 箇所（14.39ha）、歴史公園が 2 箇所（1.54ha）、都市緑地が 1 箇所（2.43ha）となっている。その中には、城山公園や根岸台自然公園のように斜面林を保全活用した公園等、動植物の生息・生育地の保全に特に寄与しているものもある。

また、都市公園以外に市が所有又は借りている広場等として児童遊園地があり、公有地、民有地を合わせて 81 箇所、27,567.61m<sup>2</sup>が整備されている（平成 23 年 9 月現在）。

なお、朝霞市南部に位置する基地跡地は、現在は樹林化しており、「朝霞市基地跡地利用計画書（平成 20 年 朝霞市）」及び「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画書（平成 22 年 朝霞市）」において、自然環境を活かした公園等の整備（13.0ha）が計画されている。



写真 2-3 斜面林を保全活用した都市公園（左：城山公園、右：根岸台自然公園）

出典：朝霞市 HP「都市公園地図」

### ②特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、地域の景観に優れている又は動植物の生息地、生育地となるような緑地等を対象として、都市における緑地の保全を図ることを目的として定めるものである。

朝霞市では、平成 23 年 3 月現在、岡特別緑地保全地区と宮戸特別緑地保全地区の 2 地区計約 0.9ha が都市計画決定されている。

表 2-9 特別緑地保全地区の決定状況（平成 23 年 3 月現在）

| 名称             | 告示年月日・告示番号                       | 面積      | 所在地       | 指定要件                                  |
|----------------|----------------------------------|---------|-----------|---------------------------------------|
| 岡特別緑地<br>保全地区  | 平成 18 年 8 月 25 日<br>朝霞市告示第 141 号 | 約 0.4ha | 岡 3 丁目地内  | 第 12 条第 1 項-3 号のイ<br>風致景観が<br>優れているもの |
| 宮戸特別緑地<br>保全地区 |                                  | 約 0.5ha | 宮戸 3 丁目地内 |                                       |

出典：朝霞市緑の基本計画（平成 18 年 朝霞市）を基に最新情報を整理



写真 2-4 特別緑地保全地区（左：宮戸地区、右：岡地区）

出典：朝霞市 HP「特別緑地保全地区の指定状況」

### ③近郊緑地保全区域

近郊緑地保全区域は、首都圏の近郊整備地帯における緑地の保全や無秩序な市街化の拡大を防止するため、良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地等について、首都圏近郊緑地保全法により国土交通大臣が指定する区域である。

朝霞市では、平成 23 年 3 月現在、荒川近郊緑地保全区域 98.0ha が決定されている。

表 2-10 近郊緑地保全区域の決定状況（平成 23 年 3 月現在）

| 名称         | 告示年月日・告示番号                          | 面積     | 所在地                  |
|------------|-------------------------------------|--------|----------------------|
| 荒川近郊緑地保全区域 | 昭和 42 年 2 月 16 日<br>首都圏整備委員会告示第 1 号 | 98.0ha | 大字上内間木及び<br>大字下内間木地内 |

出典：朝霞市の都市計画～都市計画ガイドブック～（平成 24 年 朝霞市）

### ④生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域内の農地がもつ緑地機能に着目し、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るものである。

朝霞市では、平成 23 年 3 月現在、214 地区 60.36ha が決定されている。

### ⑤河川区域

河川区域は、1 級河川・2 級河川の堤防と堤防に挟まれた区間をいい、河川を管理するために必要な区域である。

朝霞市では、荒川 126.03ha、新河岸川 28.15ha、黒目川 23.98ha、越戸川 1.84ha が河川区域となっている。なお、荒川の河川区域には朝霞調整池も含まれている。

## ⑥保護地区・保護樹木（朝霞市緑化推進条例によるもの）

朝霞市においては、市内の緑地の保護及び緑化の推進のため、「朝霞市緑化推進条例」が制定されている。同条例において、緑地の保護のため、以下の２つの制度が設けられている。

■保護地区：樹木を保護すべき地区を保護地区として指定することができる。

（指定要件）面積が 300m<sup>2</sup> 以上の樹林地

樹木のある神社・寺院の境内

その他市長が必要と認めたもの

■保護樹木：保護すべき樹木を保護樹木として指定することができる。

（指定要件）樹高 10m 以上、地上高 1.2m、幹の周囲 1m 以上のもの

樹形が特に優れているもの

その他市長が必要と認めたもの

平成 18 年 3 月 31 日現在、保護地区として 33 地区 125,465.17m<sup>2</sup>、保護樹木として 113 本が指定されている。

## ⑦朝霞市指定文化財

朝霞市では、湧水を含む 2 ヶ所の緑地が市指定文化財として保全されている。

■広沢の池：緑地面積 610m<sup>2</sup>（平成 15 年度緑被率経年変化調査により計測された面積）



写真 2-5 広沢の池の現況

出典：広沢の池整備事業基本計画（平成 20 年 朝霞市）

■湧水代官水：面積 約 3,795m<sup>2</sup>

（市が既に公有化を終了している約 3,703m<sup>2</sup> と、

「代官水」の言い伝えを残す湧水付近約 92m<sup>2</sup>）



写真 2-6 湧水代官水の現況

出典：湧水代官水保存整備基本計画（平成 19 年 朝霞市）



朝霞市における法令の規制等により担保性のある緑地を図示した。

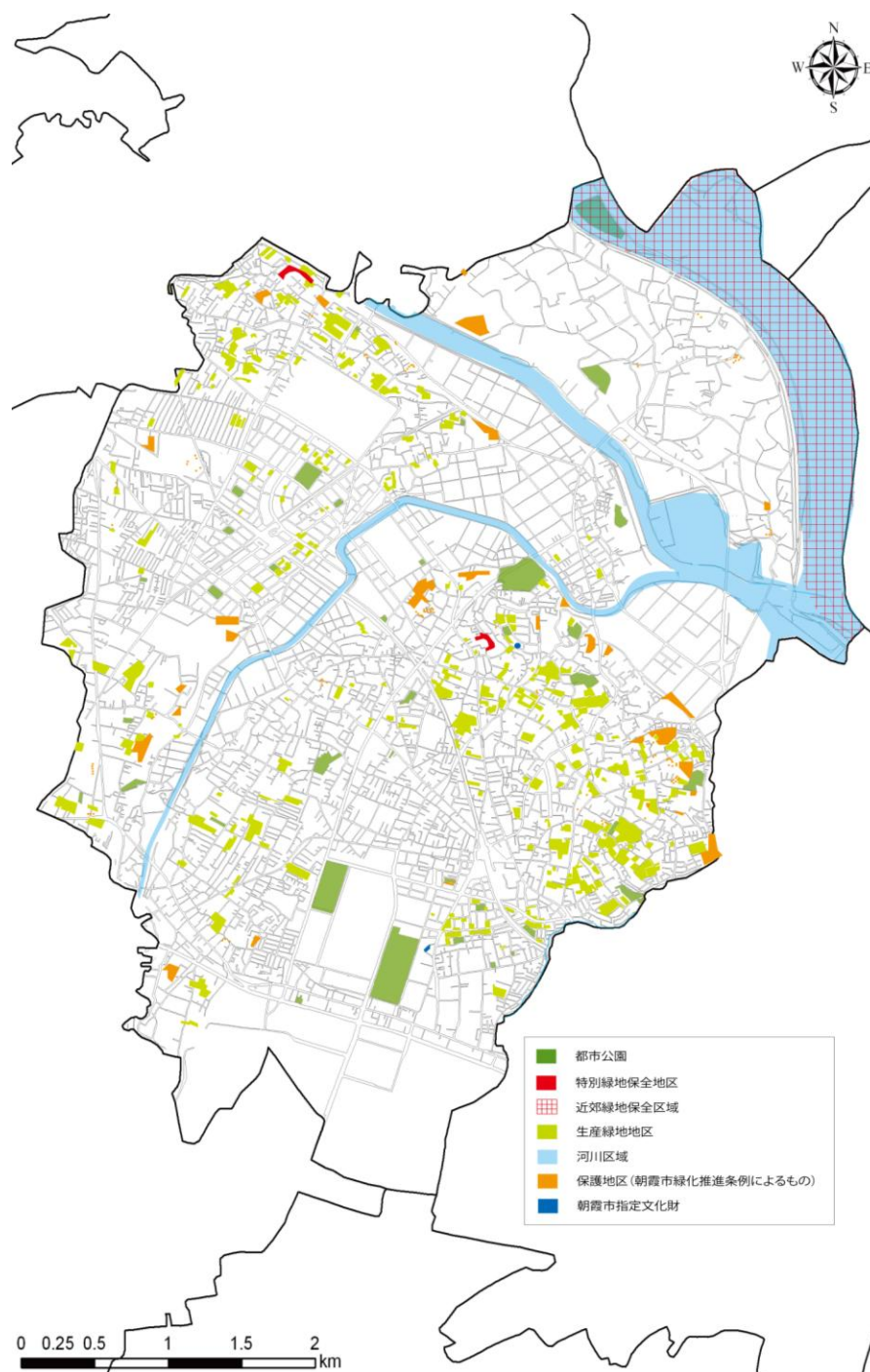


図 2-8 担保性のある緑地

### (3) 関連計画及び事業等

朝霞市におけるエコロジカルネットワークの形成を図る上で関連する計画・事業には以下のようものが挙げられる。

#### ①広域計画

##### ■生物多様性保全県戦略（平成 20 年 3 月 埼玉県）

生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として、埼玉県が策定したものである。

本戦略においては、県内の自然環境の変化が整理されている。朝霞市域には武蔵野台地及び荒川低地が含まれるが、台地については、かつて存在していた里地里山等が宅地や事業用地へ転換され森林性の動物が減少し大型のほ乳類等が見られなくなっていること、低地については水田地帯が宅地や事業用地への転換が進み、水鳥や水生生物等が見られなくなっていること等が整理されている。

また、これを踏まえ、生物多様性の保全に向けての基本的考え方のひとつとして、「野生生物の生息・生育場所の保全・創出」が位置づけられ、9 種類の取組が掲げられている。

その中でも、朝霞市の自然的条件及び社会的条件を踏まえると、(1)家庭での取組、(2)学校での取組、(3)工場・事業所での取組、(4)森林での取組（雑木林）、(6)湿地、沼、川、湖、草地での取組、(7)水田での取組、(8)公園（都市公園等）での取組、等が朝霞市の施策に主に関連するものと考えられる。

また、基本的考え方にはその他にも、「野生動植物の生息・生育場所をつなげる取組」「希少種を保護増殖する取組」「保全活動を活発にする取組」「個々の活動を広げ、連携する取組」が掲げられており、地域の自然の核となる部分や重要な回廊の保全、生物多様性の保全のために活動する人々等との連携による取組実施等が掲げられている。



図 2-9 埼玉県の地形区分図

出典：生物多様性保全県戦略（平成 20 年 埼玉県）



## ■埼玉県広域緑地計画（平成 24 年 7 月 埼玉県）

埼玉県が広域緑地計画として平成 18 年度から平成 28 年度を計画期間として策定したものである。

本計画においては、緑の将来像の実現に向け、「緑のネットワーク形成の考え方」を掲げており、「大きな河川をネットワーク上の「核（コア）」として活かしながら、丘陵地や台地、田園の緑を適切に保全して、ネットワークの「拠点（エリア）」づくりを進めるとともに、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上等「みどりの再生」によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら「形成軸（コリドー）」とし、緑のネットワークを形成していく」と掲げられている。

これを踏まえると、埼玉県の緑のネットワークを形成する緑として、朝霞市においては、荒川が「拠点（コア）」として、黒目川・越戸川・新河岸川の 3 河川、樹林地や都市公園等、街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上に創出された緑が「形成軸（コリドー）」として位置づけられる。

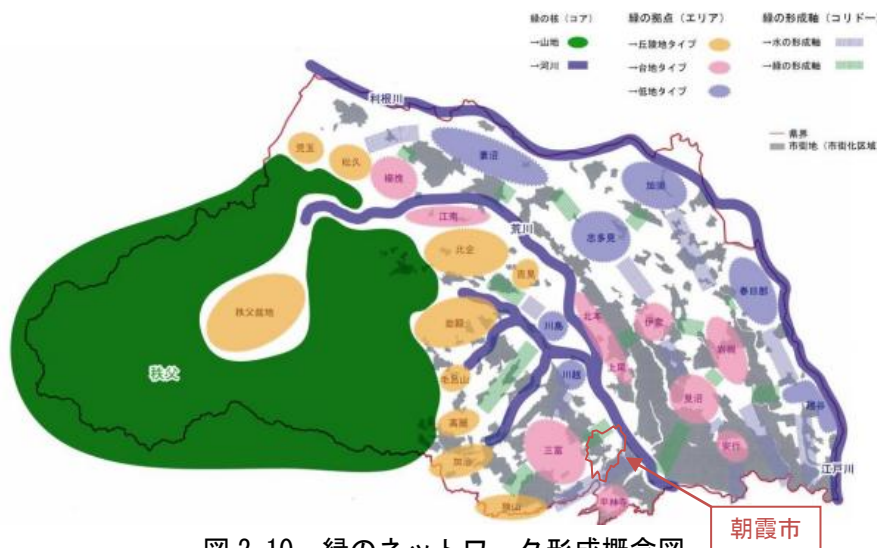


図 2-10 緑のネットワーク形成概念図

出典：埼玉県広域緑地計画（平成 24 年 埼玉県）

## ■埼玉県環境基本計画（平成 24 年 7 月 埼玉県）

埼玉県環境基本条例に基づき、埼玉県が策定した環境基本計画であり、平成 24 年度から平成 33 年度までが計画期間とされている。

同計画における 4 つの長期的な目標の 1 つに「再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり」が掲げられており、その中に、1. 河川等の保全と再生、2. みどりの保全と再生、3. 森林の整備と保全、4. 生物多様性の保全の 4 つの施策が位置づけられている。

## ②緑の基本計画の上位計画・関連計画

### ■第4次朝霞市総合振興計画 後期基本計画（平成23年2月 朝霞市）

朝霞市では、平成18年3月に基本構想、前期基本計画から成る第4次朝霞市総合振興計画を策定し、平成27年度を目標年度にまちづくりを推進している。

これに基づき、生物多様性の確保に関連のある施策として、「緑化の推進とネットワーク」「自然環境の保全」「生物多様性の情報提供」を推進することとなっている。

- まちづくりの基本理念      市民がつくり、育てるまち
- 朝霞市の将来像              水と緑に満ちた やすらぎと生きがいのあるまち 朝霞
- 基本方針                      パートナースhipによるまちづくり
- 施策の大綱                   (1) 自然と調和したゆとりのある都市づくり（都市整備）  
                                      (2) 安全で快適な生活環境づくり（生活環境）  
                                      (3) みんなで支え合う健やかな社会づくり（福祉・健康づくり）  
                                      (4) 豊かな心と人間性を育む人づくり（教育・文化）  
                                      (5) まちの活力を生み出す産業づくり（産業振興）  
                                      (6) ふれあいと連帯を広げる地域づくり（交流・コミュニティ）

表 2-11 緑に関する施策

| 施策（大柱）                       | 施策（中柱）           | 施策（小柱）       |
|------------------------------|------------------|--------------|
| (1) 自然と調和したゆとりのある都市づくり（都市整備） |                  |              |
| 公園・緑地・河川                     | 公園の整備            | 拠点となる公園の整備   |
|                              |                  | 身近な公園の整備     |
|                              |                  | 公園の適切な維持管理   |
|                              | 緑の保全と創出          | 緑地の保全・整備     |
|                              |                  | 緑化の推進とネットワーク |
|                              |                  | 公共施設の緑化      |
|                              | 河川環境の保全・整備       | 水環境の保全       |
|                              |                  | 治水対策の推進      |
|                              |                  | 水辺空間の整備      |
| 住環境・住宅                       | 市街地の環境向上         | オープンスペースの確保  |
| (2) 安全で快適な生活環境づくり（生活環境）      |                  |              |
| 環境                           | 自然環境の保全と健全な環境の再生 | 自然環境の保全      |
|                              |                  | 健全な環境の再生     |
|                              |                  | 生物多様性の情報提供   |

## ■朝霞市都市計画マスタープラン（平成 17 年 3 月 朝霞市）

朝霞市のまちづくりにおける基本方針を定め、概ね 20 年後の将来都市像を明らかにし、地域特性に応じた土地利用や都市施設等の根拠とするとともに、各種の都市計画を統一的に決定・変更するための指針となるもので、平成 17 年 3 月に策定されている。

これに基づき、身近な公園等の維持・充実、市のシンボルとなる公園・緑地の整備といった計画的な緑づくり、河川を軸とした水と緑のネットワークの充実、水と緑の潤いのある市街地の形成を推進していくこととなっている。

- |             |                                                                                                                                                                           |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○まちづくりの将来像  | 人と暮らし・自然が活きるまち“あさか”                                                                                                                                                       |
| ○まちづくりの基本方針 | (1) 多様な機能の充実による活力のあるまちづくり<br>(2) いつまでも愛着が持て住み続けられるまちづくり<br><u>(3) 身近な自然とともに暮らせるまちづくり</u>                                                                                  |
| ○分野別方針      | (1) まちの健全な土地利用（土地利用分野）<br>(2) 便利で快適な道路や交通施設等の整備（道路交通分野）<br>(3) 住み良いくらしを育む市街地整備（市街地整備分野）<br><u>(4) 緑と水の織り成す潤いのある都市整備（緑・景観分野）</u><br><u>(5) 人と自然にやさしい都市整備（安心・安全・環境共生分野）</u> |

表 2-12 緑・景観分野の目標と方針

| 目標                  | 方針                  |
|---------------------|---------------------|
| i まちの骨格となる緑づくり      | 1) 武蔵野の原風景を継承する緑の保全 |
|                     | 2) 市民生活の潤いとしての農地の保全 |
|                     | 3) 計画的な緑づくり         |
| ii 潤いある生活環境づくり      | 4) 水と緑のネットワークの充実    |
|                     | 5) 水と緑の潤いある市街地の形成   |
| iii まちの魅力を生み出す景観づくり | 6) まちの潤いとなる景観形成     |
|                     | 7) 地域資源を活かした景観形成    |

## ■第2次朝霞市環境基本計画（平成24年3月 朝霞市）

朝霞市住み良い環境づくり基本条例に基づき策定された計画であり、朝霞市総合振興計画と環境面において相互に整合・補完し、市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とした計画である。平成24年度を初年度とし、平成33年度を目標年次としている。

生物多様性に関しては、施策の方向のうち「自然との共生」において、生物生息環境の保全（重点的施策：自然環境の保全、雑木林の維持・管理、自然を活かした水辺づくり）、生物多様性、生態系情報の蓄積・提供（重点的施策：市民・市民団体との連携による自然観察会・水生生物調査等、生物多様性に関する情報の発信）」等の施策を位置づけている。

○望ましい環境像

水と緑を育む 環境にやさしいまち 朝霞

○5つの環境目標

- (1) 健全な環境の確保
- (2) 自然との共生
- (3) 魅力あるまちなみの創造
- (4) 低炭素・循環型社会の構築
- (5) 環境パートナーシップの推進

表 2-13 緑に関する施策

| 環境目標            | 施策の方向         | 施策の展開               |
|-----------------|---------------|---------------------|
| (2) 自然との共生      | 自然の保全と再生      | 湧水の保全、健全な水循環の形成     |
|                 |               | 地形・地質・地象の保全活用       |
|                 |               | 生物生息環境の保全           |
|                 |               | 生物多様性、生態系情報の蓄積・提供   |
|                 | 緑の豊かさと水とのふれあい | 樹木や樹林の保全            |
|                 |               | 親水空間の保全と創出          |
|                 |               | 農地の活用               |
| (3) 魅力あるまちなみの創造 | 個性あるまちなみ      | 史跡・文化財等の保全と活用       |
|                 |               | 都市の緑化               |
|                 |               | 公園・緑地、緑道の確保、道路環境の整備 |
|                 | まちなみの美しさとゆとり  | オープンスペースの確保         |

## 2-2. 調査結果の分析・評価

### 2-2-1 自然的条件に関する調査結果の分析・評価

朝霞市の地形・水系、緑被地、動植物の生息・生育状況から、動植物の生息・生育地として緑地が有するポテンシャルを推測し、類型化を行った。また、類型化した緑地について、自然性、希少性、多様性の視点でそれぞれ評価し、重要度を3段階で評価した。

#### (1) 緑地の類型化

自然的条件に関する調査結果として、朝霞市における動物種及び植物種の想定される生息範囲を図示した。前述のとおり、調査地点（範囲）が限定的であるため、市域全体での分析・評価が難しい。一方で、朝霞市の緑地は地形と密接な関わりを有している。台地上には落葉広葉樹林や畑地が主に分布し、台地と低地の境にある崖線付近に、社寺林として残るシラカシ林、アカシデ・コナラ・クヌギ等の落葉広葉樹林がある。低地には水田が広がり、その中を河川が流れていた。このような緑地の分布及び断面形状と、現況調査で把握した動植物の生息・生育に関する情報から、動植物の生息・生育地として緑地が有するポテンシャルを類推し、緑地の類型化を行った。

表 2-14 緑地の類型化

| 動植物の生息・生育空間                        | 環境                                                      | 動植物の生息・生育                                                                                                           |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 河川及び河川沿いの自然性の高い草地を主体とする動植物の生息・生育空間 | 緑の骨格として位置づけられている 4 河川及びその河岸に分布するススキ、ヨシ等の草地により特徴づけられる環境。 | スズキやハゼ等、多くの水圏でみられる魚類が確認されている。また、黒目川では良好な河川環境に生息するとされるアユの遡上も確認されている。その他、カモ類、サギ類をはじめ、多様な鳥類が確認されている。                   |
| 斜面林などの落葉広葉樹林を主体とする動植物の生息・生育空間      | 台地上に残存するクヌギ・コナラ林により特徴づけられる環境。                           | 広葉樹林を主体とする空間に生息・生育する動植物に関する十分な情報は得られていない。<br>基地跡地に関しては、樹林性、草地性の鳥類、チョウ類が確認されている。                                     |
| 社寺林や屋敷林などの常緑広葉樹林を主体とする動植物の生息・生育空間  | 台地上に自然林として残存するシラカシ群集により特徴づけられる環境。                       | シラカシやアラカシ、スダジイ等常緑の照葉樹が確認されている。社寺林や屋敷林に生息する動物に関する十分な情報は得られていない。                                                      |
| 水田を主体とする動植物の生息・生育空間                | 低地に区画整備された水田により特徴づけられる環境。                               | タネツケバナやスズメノテッポウ、ノミノフスマ等の植物種が確認されている。<br>水田に生息する動物に関する十分な情報は得られていないが、タマシギやタゲリ、タシギのように、主に水田や休耕田、ハス田等に棲息する動物種も確認されている。 |
| 畑を主体とする動植物の生息・生育空間                 | 台地及び低地に区画整備された畑地により特徴づけられる環境。                           | チガヤやエノコログサといったイネ科の植物のほか、埼玉県レッドデータブック 2011（平成 24 年 埼玉県）にも掲載されているヒメジョオンも確認されている。<br>畑に生息する動物に関する十分な情報は得られていない。        |
| その他の動植物の生息・生育空間                    | 住宅地に植栽された樹木や、芝生地等、人工的な緑化地により特徴づけられる環境。                  | 空地・道路・広場の植物として、ヒメジョオンやオナモミといった埼玉県レッドデータブック 2011（平成 24 年 埼玉県）にも掲載されている植物も確認されている。                                    |



表 2-14 において類型化した緑地を図 2-11 に図示した。

河川及び河川沿いの自然性の高い草地を主体とする空間は、朝霞市緑の基本計画において緑の骨格として位置づけられている荒川・新河岸川・黒目川・越戸川の 4 河川とその河岸に分布するススキ等の草地が該当する。落葉広葉樹林を主体とする空間は、主に台地上のクヌギ・コナラ林が該当し、社寺林や屋敷林などの常緑広葉樹林を主体とする空間は、崖線付近に残存するシラカシ群集が該当する。水田を主体とする空間は、主に荒川と新河岸川の間で低地に広がり、畑を主体とする空間は、黒目川沿いの低地や、台地上に広がっている。その他の空間は、住宅地に植栽された樹木や、芝生地等、人工的な緑化地が該当し、荒川河川敷のゴルフ場もその他の空間に該当する。



図 2-11 緑地の類型化

## (2) 緑地の重要度評価

次に、類型化した緑地の重要度を評価した。

都市的土地利用が増加している朝霞市において、市内の緑地は、動植物が生息・生育し得るポテンシャルを有する貴重な空間であり、保全を検討していく必要がある存在である。このため、緑地の重要度は、動植物の生息・生育空間となる標準的な緑地を評価のベースラインとし、自然性（緑地内の環境や生息・生育する動植物種に対する人為的な影響の度合い）、希少性（緑地内の環境や動植物種が地域的に希少または消失や絶滅の危機に瀕している度合い）、多様性（緑地内の環境やそこに生息・生育する動植物種の多様性の度合い）の視点を踏まえ、「標準的」、「重要」、「特に重要」の3段階で評価した。

表 2-15 緑地の重要度評価

|                                    | 評価の視点                                                                                          |                                                                                                  |                                                                                            | 重要度  |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|                                    | 自然性                                                                                            | 希少性                                                                                              | 多様性                                                                                        |      |
| 河川及び河川沿いの自然性の高い草地を主体とする動植物の生息・生育空間 | 黒目川では良好な河川環境に生息するとされるアユの遡上も確認されており、また、基本的には人為的な影響の少ない空間であることから、 <u>自然性は比較的高い</u> と考えられる。       | 黒目川では県のレッドデータブックに掲載されているメダカやキバチなどが確認されていることから、 <u>希少性は比較的高い</u> と考えられる。                          | 地域全体については、既存の情報では十分に評価することはできないが、緑地の状況から <u>多様性は標準的</u> であると考えられる。                         | 重要   |
|                                    | 朝霞調整池周辺では、オオタカやカイツブリ、アオサギといった県のレッドデータブックに掲載されている鳥類も年間を通して確認されていることから、 <u>自然性は比較的高い</u> と考えられる。 | 朝霞調整池では、ヌマトラノオといった湿地性の植物も確認されており、また、環境省レッドリストにも掲載されている希少植物種も生育していることから、 <u>希少性は比較的高い</u> と考えられる。 | 朝霞調整池では、ススキやヨシ等の草地、メダケ群落、クヌギ・コナラ林が存在し、複数の鳥類も確認されており、 <u>多様性は比較的高い</u> と考えられる。              | 特に重要 |
| 斜面林などの落葉広葉樹林を主体とする動植物の生息・生育空間      | 二次林を代表する主であるクヌギ・コナラ林が優先し、 <u>自然性は比較的高い</u> と考えられる。                                             | 県のレッドデータブックにも掲載されているシュンラン等の希少植物種が確認されており、また、湧水地と一体となった広葉樹林も残存していることから、 <u>希少性は比較的高い</u> と考えられる。  | 湧水地と一体となった広葉樹林もあり、樹林、湿地、草地環境の植物が確認されており、 <u>多様性は比較的高い</u> と考えられる。                          | 特に重要 |
| 社寺林や屋敷林などの常緑広葉樹林を主体とする動植物の生息・生育空間  | 二次林として残存するシラカシ群集により特徴づけられ、 <u>自然性は比較的高い</u> と考えられる。                                            | シラカシやアラカシ、スダジイ等自然性の高い樹林に見られる常緑の照葉樹が確認されており、 <u>希少性は比較的高い</u> と考えられる。                             | 既存の情報では十分に評価することはできないが、自然性・希少性及び緑地の状況を踏まえると、 <u>多様性は比較的高い</u> と考えられる。                      | 特に重要 |
| 水田を主体とする動植物の生息・生育空間                | 低地及び台地に区画整備された環境であり、 <u>自然性は標準的</u> であると考えられる。                                                 | 主に草地等において一般的に見られるイネ科の植物の生育が確認されており、 <u>希少性は標準的</u> であると考えられる。                                    | 既存の情報では十分に評価することはできないが、タマシギやタゲリ、タシギのように、主に水田や休耕田に棲息する動物種も確認されており、 <u>多様性は比較的高い</u> と考えられる。 | 重要   |
| 畑を主体とする動植物の生息・生育空間                 |                                                                                                |                                                                                                  | 既存の情報では十分に評価することはできないが、緑地の状況から <u>多様性は標準的</u> であると考えられる。                                   | 標準的  |
| その他の動植物の生息・生育空間                    | 住宅地に植栽された樹木、公共空地の草地等に特徴づけられ、 <u>自然性は標準的</u> であると考えられる。                                         | 既存の情報では十分に評価することはできないが、緑地の状況から <u>希少性は標準的</u> であると考えられる。                                         |                                                                                            | 標準的  |

表 2-16 緑地の重要度評価の結果

| 緑地の重要度                                   | 評価及び理由                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>動植物の<br/>生息・生育空間となる<br/>“特に重要な”緑地</p> | <p>○斜面林などの落葉広葉樹林を主体とする動植物の生息・生育空間<br/>○社寺林や屋敷林などの常緑広葉樹林を主体とする動植物の生息・生育空間<br/>○朝霞調整池の動植物の生息・生育空間<br/>→台地及び河岸段丘斜面上の広葉樹林は、二次林であるシラカシ林または二次林を代表する種であるクヌギ・コナラ林で構成された比較的自然性の高い環境である。一部には湧水地、池沼が存在し、水域から陸域までを含むの多様な環境を有しており、動植物の生息・生育空間として特に重要である。</p> |
| <p>動植物の<br/>生息・生育空間となる<br/>“重要な”緑地</p>   | <p>○河川及び河川沿いの自然性の高い草地を主体とする動植物の生息・生育空間<br/>→河川及び河川沿いの草地は、水域と自然草地により形成された自然性の高い環境であり、動植物の生息・生育空間や移動路として機能する空間として重要である。<br/>○水田を主体とする動植物の生息・生育空間<br/>→低地部を中心に分布する水田は、水田や用水路等の水辺を利用する鳥類等の動物種がいくつか確認されていることから、動植物の生息・生育空間として重要である。</p>              |
| <p>動植物の<br/>生息・生育空間となる<br/>“標準的な”緑地</p>  | <p>○畑を主体とする動植物の生息・生育空間<br/>→台地や低地に広がる畑は、自然性、希少性、多様性の観点から特筆すべき点はないが、動植物の生息・生育空間として一般的なものである。<br/>○その他の動植物の生息・生育空間<br/>→主に台地上の市街地の中に点在する小規模な緑であり、一部の限られた動植物の生息・生育空間となっている。</p>                                                                    |

表 2-16 に示した緑地の重要度評価の結果を図 2-12 に図示した。

台地及び河岸段丘斜面上の広葉樹林は、二次林であるシラカシ林または二次林を代表する種であるクヌギ・コナラ林で構成された比較的自然性の高い環境である。一部には湧水地、池沼が存在し、水域から陸域までを含むの多様な環境を有しており、動植物の生息・生育空間として特に重要である。河川及び河川沿いの草地は、水域と自然草地により形成された自然性の高い環境であり、動植物の生息・生育空間や移動路として機能する空間として重要である。また、低地部を中心に分布する水田は、水田や用水路等の水辺を利用する鳥類等の動物種がいくつか確認されていることから、重要と評価している。台地や低地に広がる畑は、自然性、希少性、多様性の観点から特筆すべき点はなく、動植物の生息・生育空間として標準的なものである。また、市街地に点在する小規模な緑地も同様である。



図 2-12 自然的条件に関する調査結果の分析・評価

## 2-2-2. 社会的条件に関する調査結果の分析・評価

法令の規制等による緑地の担保性をもとに、将来にわたる量的、質的な変化の可能性を検討し、担保性を4段階で評価した。

都市公園等の施設緑地、特別緑地保全地区等の地域制緑地等、既存の緑地及び将来的に保全・再生・創出される見込みのある緑地について、その分布状況を整理するとともに、将来にわたる量的、質的な変化の可能性について検討し、緑地の担保性の評価を行った。

朝霞市におけるエコロジカルネットワークを形成する緑地のうち、担保性が高く、緑地が質的、量的に将来にわたり維持される可能性が最も高い緑地は、特別緑地保全地区である。次いで担保性が高い緑地は、都市公園や、良好な都市環境の形成に資する農地等を都市計画に定める生産緑地地区である。また、土地の形質の変更や木材の伐採等にあたって届出が必要とされる、近郊緑地保全区域や朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区も担保性の高い緑地である。民間施設緑地等、法令等により土地利用が規制されていない緑地は担保性が比較的低いものであると考えられる。朝霞基地跡地のうち、北側の区域は、今後、緑地から他の土地利用への変更が計画されており、担保性が低いものであると考えられる。宮戸地区周辺の都市計画道路の整備予定がある緑地については、将来的に消失する可能性が高いことから、担保性のない緑地であると考えられる。

表 2-17 緑地の担保性評価結果

| 緑地の担保性            | 評価及び理由                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 担保性が<br>“特に高い” 緑地 | ○特別緑地保全地区<br>→土地利用の規制が強く、適正な管理により緑が質的・量的に維持される緑地であり、担保性は特に高いものと考えられる。                                                                                                                                                                                               |
| 担保性が<br>“高い” 緑地   | ○都市公園、河川区域、生産緑地地区、近郊緑地保全区域、市指定文化財（広沢の池、湧水代官水）、公共的施設の緑地<br>→公園、農地、その他の土地利用がなされるため、緑の質は変化する可能性があるが、土地利用の規制は強く、基本的に緑地自体は維持されるため、担保性は高いものと考えられる。<br>○朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区（樹木のある神社・寺院の境内等）<br>→市条例に基づき保護地区に指定された緑であり、土地利用の規制が緩く、緑の将来的な維持が図られない可能性はあるため、緑の担保性は比較的低いものと考えられる。 |
| 担保性が<br>“低い” 緑地   | ○公共的施設以外の緑地、法令等により保全されていない樹林等の緑地<br>→現状は緑地として維持されているが、土地利用が規制されていない緑であり、緑の担保性は低いと考えられる。                                                                                                                                                                             |
| 担保性が<br>“ない” 緑地   | ○開発事業等が計画されている緑地<br>→道路整備、造成等が計画されており、将来的に縮小、分断化、消失する可能性が高い緑地であり、担保性はないと考えられる。                                                                                                                                                                                      |



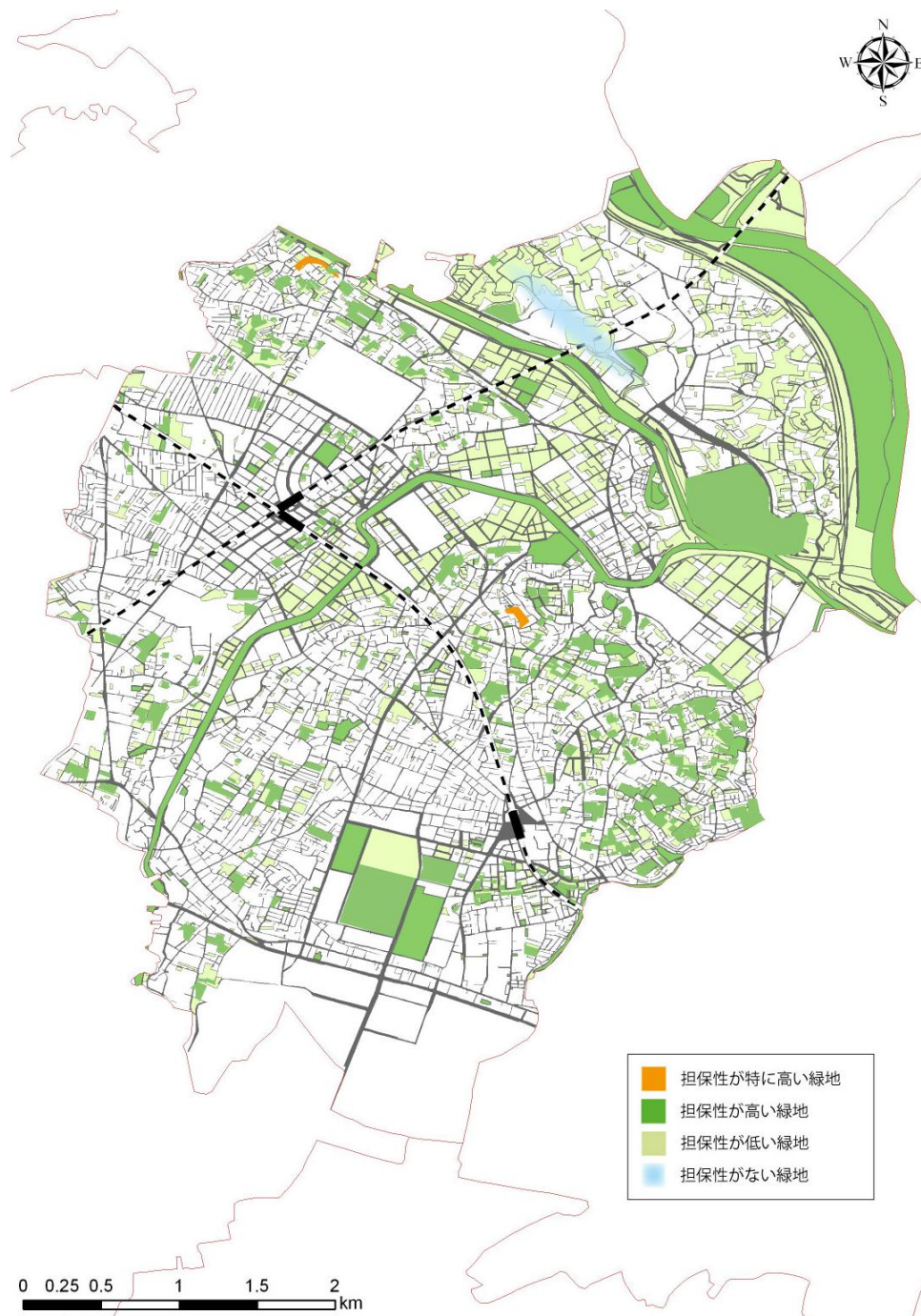


図 2-13 社会的条件に関する調査結果の分析・評価

### 2-3. 課題の整理

重要度及び担保性の評価結果をもとに緑地を分類し、エコロジカルネットワークの形成の観点から、確保すべき緑地について、緑の生態的機能と担保性に着目して課題を整理した。

緑地の重要度及び担保性の評価結果に基づき、朝霞市におけるそれぞれの緑地について、課題を整理した（表 2-18）。

動植物の生息・生育空間として特に重要な緑地である台地・河岸段丘の斜面上の広葉樹林を主体とする空間は、概ね担保性が特に高い又は高い緑地となっており、緑地そのものは今後も存続が見込まれる。クヌギ・コナラを主体とする落葉広葉樹林に加え、湧水地を含む多様な環境を有する緑地も見られることから、将来にわたり緑の生態的機能を維持していくことが必要である。

重要な緑地に含まれる河川及び河川沿いの緑地は、担保性が高い緑地となっている。鳥類の主要な生息地として機能していることに加え、市内外の動植物の生息・生育空間を結ぶ移動路としても機能し得る空間であり、将来にわたり緑の生態的機能を維持していくことが必要である。

動植物の生息・生育空間として重要な、あるいは、標準的な緑地である水田、畑を主体とする空間は、生産緑地地区に指定された水田や畑の担保性が高く、その他は担保性が低い緑地に含まれる。水田は、タマシギやタゲリ、タシギのように、主に水田や休耕田、ハス田等に棲息する動物種も確認されていることから、担保性の向上を図ることが重要である。畑は開けた環境を好む動植物種の生息・生育空間となっており、河川や斜面上の広葉樹林とともに朝霞市における動植物の生息・生育地の多様性を構成する緑地の一つであることから、担保性が低い農地の保全に努めるとともに、緑の生態的機能のさらなる向上を図る必要がある。

開発事業等（道路整備、造成等）が計画されている緑地は、将来的に消失する可能性が高く、それにより現在ある緑地が分断されるため、周辺に残る緑地の保全と生態的機能の向上を図ることが必要である。

なお、各評価に該当する緑地の面積は、表 2-19 に示す通りである。

表 2-18 課題の整理

|        |                                                             | 緑地の重要度                                                                             |                                                                           |                                                                              |
|--------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
|        |                                                             | 特に重要<br>落葉広葉樹林<br>社寺林・屋敷林な<br>どの常緑広葉樹林<br>朝霞調整池                                    | 重要<br>河川及び河川沿いの<br>自然性の高い草地<br>水田                                         | 標準的<br>畑<br>その他                                                              |
| 緑地の担保性 | 特に高い<br>特別緑地保全地区                                            | 動植物の生息・生育空間として特に重要であり、担保性も特に高いため、継続的に質を維持する必要がある緑地<br>(A)                          | (朝霞市においては該当なし)                                                            | (朝霞市においては該当なし)                                                               |
|        | 高い<br>都市公園、河川区域、生産緑地地区、近郊緑地保全区域、市指定文化財、公共的施設の緑地、市条例に基づく保護地区 | 動植物の生息・生育空間として特に重要であり、担保性も高いため、動植物の生息・生育空間としての質を継続的に維持し、緑地の担保性を一層高める必要がある緑地<br>(B) | 動植物の生息・生育空間として重要であり、担保性も高いため、動植物の生息・生育空間としての質と、緑地の担保性を一層高める必要がある緑地<br>(C) | 動植物の生息・生育空間としては標準的であるが、担保性は高いため、動植物の生息・生育空間としての質を高める必要がある緑地<br>(D)           |
|        | 低い<br>公共的施設以外の緑地、法令等により保全されていない緑地                           | 動植物の生息・生育空間として特に重要であるが、今後、他の土地利用への変更が計画されている緑地<br>(E)                              | 動植物の生息・生育空間として重要であるが、担保性が高くないことから、動植物の生息・生育空間としての質と担保性を高める必要がある緑地<br>(F)  | 動植物の生息・生育空間として標準的であり、担保性が高くないことから、動植物の生息・生育空間としての質と、緑地の担保性を高める必要がある緑地<br>(G) |

表 2-19 緑地の重要度と担保性の観点に基づくクロス集計

|        |      | 緑地の重要度                |                        |                       |        |
|--------|------|-----------------------|------------------------|-----------------------|--------|
|        |      | 特に重要                  | 重要                     | 標準的                   | 合計     |
| 緑地の担保性 | 特に高い | 0.90ha <sup>※1</sup>  | —                      | —                     | 0.90ha |
|        | 高い   | 60.68ha <sup>※2</sup> | 260.43ha <sup>※3</sup> | 60.36ha <sup>※4</sup> | 381.47 |
|        | 低い   | 5.00ha <sup>※5</sup>  | 200.34ha <sup>※5</sup> |                       | 205.34 |
|        | 合計   | 66.58ha               | 521.13                 |                       | 587.71 |

クロス集計に当たっては、表 2-18 に基づき、2-1-2.社会的条件に関する調査結果を用いて面積の推計を行った。  
 なお、2-1-2.社会的条件に関する調査結果における、法令の規制等によって担保性のある緑地の面積は、制度によって集計年月が異なるデータから集計している。

各項目の詳細は下記の通りである。

※1：特別緑地保全地区（岡・宮戸）が該当。

※2：都市公園（歴史公園、近隣公園、地区公園、街区公園）、保護地区・保護樹木、朝霞市指定文化財、朝霞調整池（約 20ha）が該当。

※3：都市公園（都市緑地）、近郊緑地保全区域、河川区域が該当（朝霞調整池を除く）。

※4：生産緑地地区が該当。

※5：「朝霞市基地跡地利用計画書」（平成 20 年 朝霞市）の土地利用計画案において、施設ゾーンに位置付けられた国家公務員宿舎用地及び複合公共施設用地が該当。

※6：生産緑地地区を除いた農地が該当。



- |                                           |                                                                             |     |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----|
| <span style="color: red;">■</span>        | 動植物の生息・生育空間として特に重要であり、担保性も特に高いため、継続的に質を維持する必要がある緑地                          | (A) |
| <span style="color: green;">■</span>      | 動植物の生息・生育空間として特に重要であり、担保性も高いため、動植物の生息・生育空間としての質を継続的に維持し、緑地の担保性を一層高める必要がある緑地 | (B) |
| <span style="color: blue;">⦿</span>       | 動植物の生息・生育空間として重要であり、担保性も高いため、動植物の生息・生育空間としての質と、緑地の担保性を一層高める必要がある緑地          | (C) |
| <span style="color: lightgreen;">■</span> | 動植物の生息・生育空間としては標準的であるが、担保性は高いため、動植物の生息・生育空間としての質を高める必要がある緑地                 | (D) |
| <span style="color: gray;">■</span>       | 動植物の生息・生育空間として特に重要であるが、今後、他の土地利用への変更が計画されている緑地                              | (E) |
| <span style="color: orange;">■</span>     | 動植物の生息・生育空間として重要であるが、担保性が不高いことから、動植物の生息・生育空間としての質と担保性を高める必要がある緑地            | (F) |
| <span style="color: yellow;">■</span>     | 動植物の生息・生育空間として標準的であり、担保性が不高いことから、動植物の生息・生育空間としての質と、緑地の担保性を高める必要がある緑地        | (G) |

図 2-14 総合評価



## 2-4. 目標の設定

朝霞市においてエコロジカルネットワークの核となる緑地に着目し、それぞれの緑地を生息・生育空間とし、市民にとって親しみやすい動植物種を、エコロジカルネットワークの形成状況の評価指標となる目標種として設定した。

2-2.～2-3.を踏まえ、エコロジカルネットワークの形成による生物多様性の確保の目標設定に向けて、エコロジカルネットワークの形成状況の評価指標となる動物種の目標種としての設定を行った。

朝霞市においては、動植物の生息・生育空間として特に重要な緑地である台地・河岸段丘の斜面上の広葉樹林（湧水地含む）と、エコロジカルネットワークの形成の観点から、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地として、緑の骨格である荒川とその周辺の草地及び調整池の緑地に着目し、複数の目標種の設定を行った。

広葉樹林等の林地を主な生息・生育環境とし、現況で朝霞市内の該当緑地において生息・生育が確認されている動物種として「アオゲラ」を、植物種として「シュンラン」を設定した。さらに、河川とその周辺の草地のように開かれた空間を主な生息空間とし、同様に現況で生息が確認されている動物種として「ヒバリ」を、湿地性の生物が生息（繁殖）しやすい環境であることを示す「トウキョウダルマガエル」を設定した。このほか、生息にいずれの環境（空間）も必要とする動物種として「ハグロトンボ」を設定した。

表 2-20 目標種が示す環境

| 着目する緑地            | 目標種 |             | 目標種が表す環境                                                                           |
|-------------------|-----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 台地・河岸段丘の斜面上の広葉樹林  | 植物  | シュンラン       | 日当たりの良い雑木林の林床に生育する。<br>人の手の入った明るい雑木林の環境を示す。                                        |
|                   | 鳥類  | アオゲラ        | 落葉広葉樹、針広混交林等に生息する。<br>良好な森林環境が存在していることを示す。                                         |
| 荒川とその周辺の草地及び朝霞調整池 | 昆虫類 | ハグロトンボ      | 主に平地や丘陵地の水生植物の生育する緩い流れに生息する。<br>羽化後は水域を離れて林縁部に生息し、成熟すると水域に戻り、交尾後、雌は水面近くの水中植物に産卵する。 |
|                   | 鳥類  | ヒバリ         | 畑地、草原、荒地、河原等に生息する。<br>自然的/半自然的なオープンスペースの存在を示す。                                     |
|                   | 両生類 | トウキョウダルマガエル | 水田、池沼、水の流れの緩やかな川等に産卵する。<br>湿地性の生物が生息（繁殖）しやすい環境であることを示す。                            |



写真 2-7 目標種（左から、シュンラン、アオゲラ、ハグロトンボ、ヒバリ、トウキョウダルマガエル）

出典：【シュンラン】日本の野草（平成2年 山と溪谷社）

【アオゲラ、ヒバリ】日本の野鳥（平成3年 山と溪谷社）

【ハグロトンボ】フィールド図鑑 昆虫（昭和59年 東海大学出版会）

【トウキョウダルマガエル】荒川上流河川事務所 HP「荒川の自然（水生生物）」



## 2-5. 緑地の配置方針の設定

朝霞市において、エコロジカルネットワークの構成要素となる中核地区、拠点地区、回廊地区及び緩衝地区設定の考え方を整理した。そのうえで、各地区に位置づけられる緑地を抽出した。

2-2.～2-4.を踏まえ、保全・再生・創出すべき緑地の量、質、配置等について検討し、エコロジカルネットワークの形成方針を設定するとともに、朝霞市においてエコロジカルネットワークの構成要素となる中核地区、拠点地区、回廊地区及び緩衝地区の配置について検討し、緑地の配置方針を設定した。

技術的配慮事項では、中核地区を「都市の郊外に存在し他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地」と定義している。朝霞市には、これに該当する都市郊外の大規模な緑地が存在せず、埼玉県広域緑地計画においても緑の核（コア）と位置づけられている秩父山地が中核地区に該当すると考えられる。本ケーススタディでは、朝霞市内において生物多様性の確保を一層推進していくため、目標種を含む多様な動植物の生息・生育が確認されており、特に重要な生息・生育空間である朝霞基地跡地及び朝霞調整池を中核地区として位置づけた。朝霞基地跡地は、一部が緑地から他の土地利用への変更が計画されているものの、隣接する青葉台公園や朝霞中央公園と一体的な樹林地を形成しており、多様な緑の機能を有した緑地である。また、朝霞調整池は、調整池内の樹林地や水辺が動植物の生息・生育空間として重要であり、朝霞市緑の基本計画において、朝霞基地跡地とともに水と緑の拠点に位置づけられている。

拠点地区は「市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地」と定義されている。本ケーススタディでは、朝霞基地跡地及び朝霞調整池とともに水と緑の拠点に位置づけられ、多様な動植物の生息・生育空間として高いポテンシャルを有する広葉樹林地である城山公園を位置づけた。また、総合評価において、動植物の生息・生育空間として特に重要であり、担保性も特に高い緑地である岡特別緑地保全地区及び宮戸特別緑地保全地区を位置づけた。このほか、朝霞市の特徴である斜面林又は斜面林及び湧水地を含み、周辺の樹林等と一体となった、動植物の生息・生育空間として特に重要で、担保性の高い緑地も位置づけた。斜面林を含む緑地として旧高橋家住宅、根岸台自然公園、島の上公園、斜面林及び湧水地を含む緑地として水久保公園、滝の根公園を位置づけた。

回廊地区は「中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地」と定義されている。本ケーススタディでは、朝霞市の緑の骨格として市域を縦横に流れる、荒川・新河岸川・黒目川・越戸川を位置づけた。また、台地の斜面に沿って残存する落葉広葉樹林も回廊地区として位置づけた。

緩衝地区は「中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯」と定義されている。本ケーススタディでは、これら地区の緩衝地帯として、台地・低地に広がる農地を位置づけた。

表 2-21 緑地の配置方針

| 地区   | 考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中核地区 | 他の地域への動植物種の供給に資する緑地として、現行の緑の基本計画において水と緑の拠点に位置付けられ、目標種を含む多様な動植物の生息・生育が確認されており、特に重要な生息・生育空間である朝霞基地跡地及び朝霞調整池を中核地区として位置づける。                                                                                                                                                                                                                               |
| 拠点地区 | 市街地に存在し、動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地として、現行の緑の基本計画において水と緑の拠点に位置づけられ、多様な動植物の生息・生育空間として高いポテンシャルを有する広葉樹林地である城山公園やまとまりのある農地を位置づける。また、総合評価において、動植物の生息・生育空間として特に重要であり、担保性も特に高い緑地である岡特別緑地保全地区及び宮戸特別緑地保全地区を位置づける。このほか、朝霞市の特徴である斜面林又は斜面林及び湧水地を含み、周辺の樹林等と一体となった、動植物の生息・生育空間として特に重要で、担保性の高い緑地も位置づける。斜面林を含む緑地として旧高橋家住宅、根岸台自然公園、島の上公園、斜面林及び湧水地を含む緑地として水久保公園、滝の根公園を位置づける。 |
| 回廊地区 | 中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地として、朝霞市の緑の骨格として、市域を縦横に流れる、荒川・新河岸川・黒目川・越戸川を回廊地区に位置づける。また、台地や河岸段丘の斜面上の落葉広葉樹林も回廊地区に位置づける。                                                                                                                                                                                                                               |
| 緩衝地区 | 中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯として、台地や低地に広がる水田や畑地といった農地を緩衝地区に位置づける。                                                                                                                                                                                                                                                             |

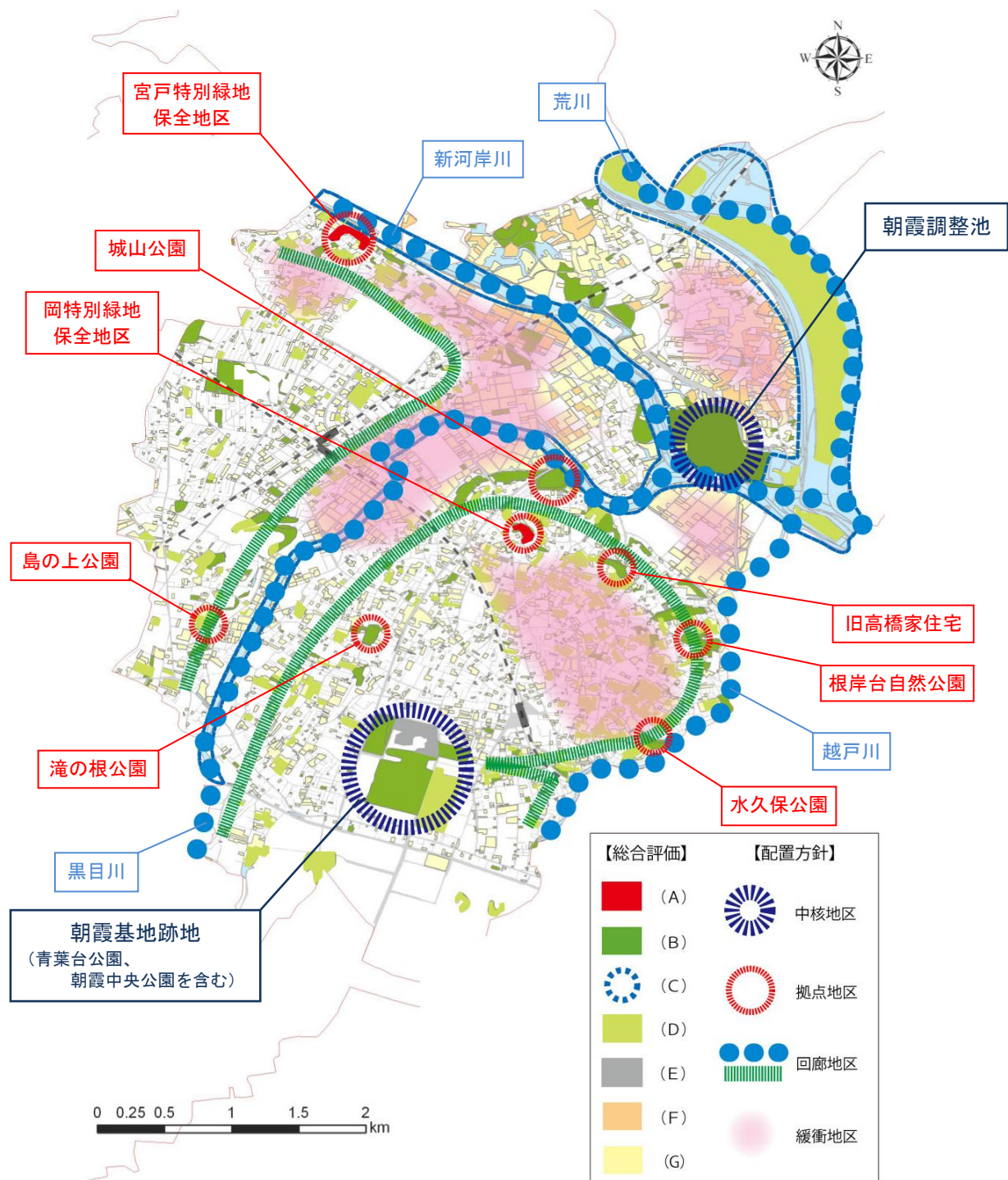


図 2-15 緑地の配置方針

## 2-6. 施策の検討

施策の検討にあたっては、現行計画（朝霞市緑の基本計画）で定められている施策について、中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区、及びこれらの地区以外の緑地に関する施策として再整理し、技術的配慮事項を踏まえて追加検討する施策を整理した。

### 2-6-1. 都市におけるエコロジカルネットワークの構成要素となる地区等における施策

中核地区、拠点地区、回廊地区及び緩衝地区について、緑地の保全・活用・管理に関する施策を整理した。

#### (1) 中核地区となる緑地を確保するための施策

##### ①緑地の保全に関する施策

- ・朝霞調整池樹林地保全のための公園整備

##### ②緑地の活用に関する施策

- ・基地跡地における緑の機能の効果的活用

#### (2) 拠点地区となる緑地を確保するための施策

##### ①緑地の保全に関する施策

- ・近郊緑地保全区域の緑地保全
- ・新河岸川三日月湖のビオトープ整備
- ・樹林地の計画的な保全
- ・みどりの基金を利用した樹林地の取得
- ・特別緑地保全地区の指定
- ・市民緑地制度の活用
- ・保護地区、保護樹木指定の推進
- ・保護地区から特別緑地保全地区への移行
- ・公園不足地区の優先的な整備
- ・都市公園予定地の積極的な用地確保
- ・借地による公園用地の確保

##### ②追加施策（例）

- ・特別緑地保全地区等の指定に併せ、緑地管理機構制度や管理協定制度等の制度を活用し、緑地を適正に管理する

#### (3) 回廊地区となる緑地を確保するための施策

##### ①緑地の保全に関する施策

- ・新河岸川、黒目川等の環境保全
- ・新設道路植栽帯の地域性のある街路樹整備

- ・ 河川沿いの特色ある並木整備
- ・ 既設道路植栽帯の低木や花による連続性のある緑化
- ・ 地区レベルでの緑の拠点整備と身近な緑によるネットワーク形成

## ②追加施策（例）

- ・ 動植物種の移動空間としての連続性等の確保に配慮しつつ、河川及びその周辺緑地の保全を図る
- ・ 崖線の緑地については、動植物の移動空間としての連続性等の確保に配慮しつつ、緑地保全地域、生息生育地型特別緑地保全地区や風致地区の指定、条例に基づく緑地保全のための地域指定等により保全を図る

## （4）緩衝地区となる緑地を確保するための施策

### ①緑地の保全に関する施策

- ・ 生産緑地地区の保全
- ・ 市街化調整区域の健全な農地保全

### ②緑地の管理に関する施策

- ・ 遊休農地の市民利用

## ③追加施策（例）

- ・ 緑の基本計画に保全配慮地区を定め、市民緑地契約の締結、保存林・保存樹林の指定、市町村の条例に基づく緑地保全施策の実施等の多様な手法の組み合わせにより総合的に緑地の保全を図る
- ・ 地区計画等緑化率条例制度の活用、緑地協定の締結等により緑地の再生・創出を図る

## （5）中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区以外の市街地における緑地を確保するための施策

### ①緑地の保全に関する施策

- ・ 公共施設のオープンスペースや駐車場等の緑化推進
- ・ 教材活用できる質の高い学校緑化の推進
- ・ 生垣緑化の推進
- ・ 道路交差点等余地部の花壇等による整備
- ・ 河川沿いや橋のたもと等のポケットパーク整備
- ・ 集合住宅のオープンスペースや駐車場等の緑化推進

## ②追加施策（例）

- ・ 良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、緑化地域の指定等により一定規模以上の建築物の敷地に対する緑化を図る
- ・ 「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」等により、一定規模以上の建築物の敷地に対する緑化を図る

## 2-6-2. 都市におけるエコロジカルネットワークの形成のためのその他の施策

都市におけるエコロジカルネットワークの形成のためのその他の施策として、環境教育やイベントによる普及啓発等の施策を整理した。

### ①緑地の活用に関する施策

- ・市の広報やHPにより緑化に関する情報を提供
- ・緑被率調査等緑の実態調査の実施と公表
- ・積極的な緑化地域や団体等の活動の紹介
- ・学校環境教育として緑の教育の充実
- ・緑化イベントの開催
- ・他イベント時の緑化活動のPR
- ・公園整備事業の市民参加
- ・市民ボランティアや団体組織による緑化活動の支援
- ・緑化活動の拠点づくり

### ②追加施策（例）

- ・社会に生物多様性についての理解が浸透するように、普及啓発や環境教育等の施策を積極的に展開する
- ・身近な緑化空間における生物多様性に配慮した緑化手法等の普及啓発を図る
- ・関係行政団体、NPO、地域住民、企業等の事業者、教育・研究機関及び専門家等、生物多様性の確保を目的とする多様な主体と連携し、緑地の保全・再生・創出及び管理を行う。
- ・多様な主体と連携し、生態系等に被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある外来生物の防除や、在来種の保全等に関する取組を行う。



<参考>

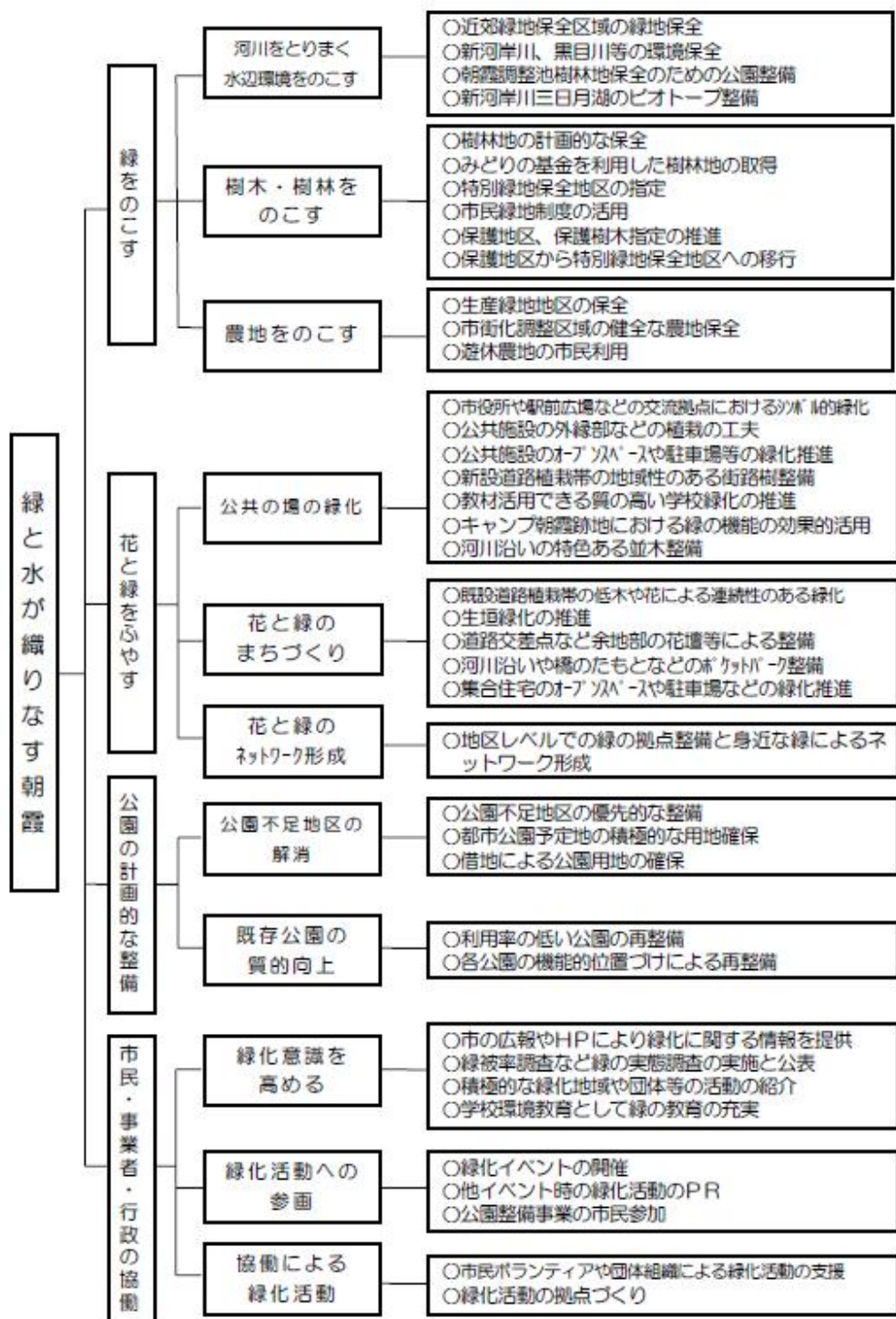


図 2-18 現行計画における施策体系図

出典：朝霞市緑の基本計画（平成 18 年 朝霞市）

## 2-7. モニタリングの実施

既存の取り組みを踏まえ、エコロジカルネットワークの形成及び生物多様性の確保の状況をモニタリングするための方策について整理した。

エコロジカルネットワークの形成を通じて生物多様性の確保を計画的に進めていく上では、モニタリングを継続的に実施し施策の効果や目標の達成状況等を十分に把握・検証した上で、必要な見直しを行っていくことが重要である。

朝霞市では、環境基本計画において、重点的取組の実施状況等を把握し、庁内組織である「住み良い環境づくり連絡委員会」において点検・評価を行い、報告書を取りまとめ、公表し、市民や事業者の意見を求めるとともに、市に寄せられた意見を環境団体等や庁内関係課と調整を行い、翌年度以降の施策や取組に反映させる進行管理を掲げている。

生物多様性の確保に関するモニタリングについても、市民団体や関係機関が連携して、継続的に点検・評価を行うモニタリングの体制づくりが重要である。

モニタリング調査の項目としては、目標種の生息状況調査、中核地区や拠点地区における生物相の継続的な調査等が考えられる。

### <参考>

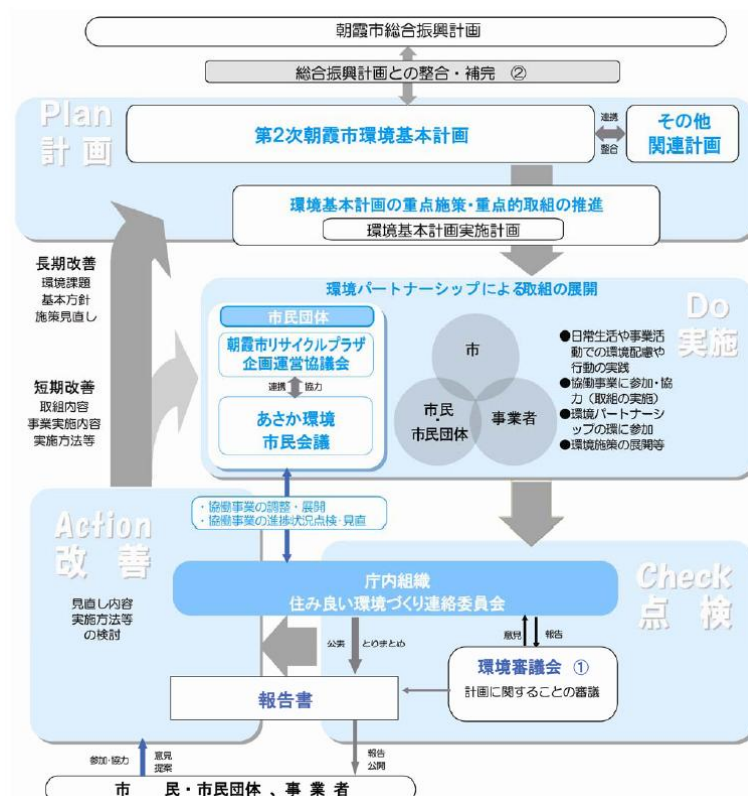


図 2-19 環境基本計画の推進・進行管理の考え方

出典：第2次朝霞市環境基本計画（平成24年 朝霞市）

### 3. ケーススタディを踏まえた課題の抽出

以上の技術的配慮事項に沿ったケーススタディを踏まえ、実務上の課題の抽出及び改善方策の検討を行った。

表 3-1 ケーススタディを踏まえた課題の抽出

|   | 課題                                                                                                                                              | 改善方策（案）                                                                                                            |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 自然的条件に関する調査において、動植物の分布状況及び生息・生育状況に関する <u>即地的データが不足しており、目標の設定における指標種の選定や緑地の配置方針の設定における「計画対象区域の動植物種の多くが生息・生育している場所（中核地区）」等の留意事項に配慮した地区設定が難しい。</u> | 主に環境保全分野で活動を行っている計画対象区域内の専門家や市民団体等への聞き取り調査を実施し、動植物の分布状況及び生息・生育状況に関するデータを収集・補完する。                                   |
| 2 | 緑地の希少性は評価する地域のスケールにより異なる。自然的条件に関する調査結果の分析・評価において、 <u>計画対象区域のみの調査では、広域的な緑地の希少性に関する評価が不十分となり、緑地の重要度を判断することが難しい。</u>                               | 社会的条件に関する調査と同様、隣接する市町村が定めた計画書等を基に、広域的な視点で計画対象区域の緑地の自然性、希少性、多様性を評価する。                                               |
| 3 | 自然的条件に関する調査結果の分析・評価において、 <u>現況における緑地の重要度評価（質の評価）だけでは、緑地の（質の）経年変化まで捉えることができず、総合評価及び課題の整理が不十分と考えられる。</u>                                          | 社会的条件に関する調査における土地利用の変遷の整理に併せて、緑被率（緑被面積）の推移、動物相・植物相の変化等、緑の質の時間変化についても整理する。                                          |
| 4 | 緑地の配置方針の設定、特に中核地区の配置にあたっての留意事項において、 <u>計画対象区域内での検討が前提となっており、都市部及び面積の小さい地方自治体においては、必ずしも中核地区を設定できない場合がある。</u>                                     | 特に都市部においては、都道府県広域緑地計画等を参照する等、広域的な視点で中核地区及び回廊地区等の配置を検討する。または、行政区域の中で相対的に評価の高い動植物の生息・生育地等を中核地区として位置づけ、回廊地区等の配置を検討する。 |



緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項

**緑の基本計画における生物多様性の確保に関する  
技術的配慮事項**

(都市緑地法運用指針 参考資料)

平成 23 年 10 月

国土交通省都市局

はじめに

本技術的配慮事項は、都市緑地法（以下「法」という。）第4条に基づいて市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」（以下「緑の基本計画」という。）の策定又は改定時において、生物多様性の確保に当たって配慮することが考えられる事項をまとめたものであり、緑の基本計画の策定又は改定時の参考資料として活用されることを想定している。

なお、本技術的配慮事項は、市町村が、地域の実情等を勘案しつつ創意工夫のもとで生物多様性の確保を図るための計画を策定することを妨げるものではない。

## 1 背景

### (1) 生物多様性の確保の意義

生物の多様性に関する条約（平成5年12月29日発効）では、生物の多様性を、すべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）の前文に、「人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。（中略）我らは、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。」と掲げられており、持続可能な社会の実現に向けて、生物多様性の危機に対処し、その確保に取り組んでいく必要がある。

また、都市住民の生活についても、生物多様性のもたらす恵沢を享受することで成り立っており、都市づくりを進める上でも生物多様性の確保に配慮することが必要である。

### (2) 生物多様性の確保のための取組の動向

我が国においては、生物多様性基本法第11条に基づいて政府が策定する「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性国家戦略）」により、生物多様性の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られているところである。また、都道府県及び市町村においても、同法第13条に基づく「都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）」の策定が進められているところである。

平成22年10月に愛知県名古屋市中で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、平成23年（2011年）以降の生物多様性の確保に関する「新戦略計画・愛知目標」が採択されたほか、決議X/22「生物多様性のための準国家政府、都市及びその他地方自治体の行動計画」も採択され、行動の例として、都市のインフラ整備等に生物多様性への配慮を組み込むことの奨励等が決定されたところである。

このように、近年、生物多様性の確保のための取組が国際的にも国内においても進展してきており、今後、地方公共団体においても、生物多様性に配慮した都市づくりに的確に取り組んでいく必要がある。



## 2 都市における生物多様性の確保の重要性

### (1) 都市におけるエコロジカルネットワークの形成の重要性

我が国の都市においては、急激な都市化の進展の中で、緑地の消失、縮小、分断化が進行し、動植物の生息地又は生育地となる緑地が孤立化している事例が数多く見られる。

緑地の孤立化は、動植物の個体間の交流を困難にさせるとともに、他の個体群との交流の機会を失わせ、繁殖に必要となる個体数が確保できなくなるなど、都市における動植物種の絶滅や減少、生物多様性の損失をもたらしている。

今後、都市において生物多様性を確保していくためには、都市における緑地の量を確保するのみならず、動植物の生息・生育環境を改善するなど緑地の質の向上を図るとともに、緑地の適正な配置とその有機的なネットワークの形成を通じて、動植物種の供給源となる都市の郊外の緑地から、動植物種が相対的に豊かでない市街地に動植物を誘導していく必要がある。

具体的には、動植物の生息地又は生育地としての緑地の量、質、規模、連続性等を評価し、都市の郊外に存在し他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地（以下「中核地区」という。）、市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地（以下「拠点地区」という。）、中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地（以下「回廊地区」という。）、中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯（以下「緩衝地区」という。）を適正に配置するとともに、それらの緑地による有機的なネットワーク（以下「エコロジカルネットワーク」という。）の形成を通じて、都市における動植物種の円滑な移動を確保し、動植物の個体間の交流や他の個体群との交流の機会を積極的に確保していく必要がある。

### (2) 都市におけるエコロジカルネットワークの形成のための緑の基本計画の活用

都市においてエコロジカルネットワークの形成を図るには、緑地の保全及び緑化の推進を総合的に計画できる緑の基本計画の活用が効果的である。

緑の基本計画を活用し、都市におけるエコロジカルネットワークの形成を図ることは、水と緑のネットワークの形成や緑地空間の拡大につながるものであり、単に生物多様性が確保されるのみならず、緑地の有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の諸機能が効果的に発揮され、人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、緑豊かな都市の形成の促進に寄与するものである。

## 3 緑の基本計画の策定又は改定時における生物多様性への配慮の方法

都市の生物多様性の確保のために、緑の基本計画を活用してエコロジカルネットワークの形成を計画的に進めていく上では、緑の基本計画の策定又は改定時に、エコロジカルネットワークの形成の観点から、(1)自然的条件及び社会的条件の現況調査、(2)調査結果の分析・評価、(3)課題の整理、(4)目標（法第4条第2項第1号「緑地の保全及び緑化の目標」）の設定、(5)緑地の配置方針（同項第3号イ「地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項」）の設定、(6)施策（同項第2号「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」）の検討を的確に実施し、その成果を緑の基本計画に反映していくことが重要である。さらに、緑の基本計画策定後の継続的な(7)モニタリングの実施は、目標の達成状況等を把握・検証し、緑の基本計画の必要な見直しを行っていく上で重要である。

なお、上記(1)～(7)を行う際に、特に配慮すべき事項については、それぞれ以下のとおりである。

(1) 自然的条件及び社会的条件の現況調査に係る配慮事項

緑の基本計画の対象区域（以下「計画対象区域」という。）において、エコロジカルネットワークの形成の観点から現況調査を行う。実施方法としては、以下の①及び②が考えられる。なお、調査の実施に当たっては、③に留意することが重要である。

① 自然的条件に関する調査

- ・地形、水系、植生等の自然的条件に関する調査を実施する際、併せて動植物の分布状況や生息・生育状況等を把握するための調査を実施する。

② 社会的条件に関する調査

- ・市町村の概要、土地利用の変遷、法令の規制等による緑地の担保性、関連計画及び事業等の社会的条件に関する調査を実施する際、併せて生態系や動植物種等を保護するための法令の規制等の状況やエコロジカルネットワークの形成を図っていく上で関連する計画・事業等の調査を実施する。
- ・なお、エコロジカルネットワークは、行政区域を超えて形成されることが重要であるため、隣接する市町村が定めた計画も調査対象とすることが望ましい。

③ 留意事項

- ・調査の企画・実施に当たっては、過去の情報の把握や効率的な調査の実施等の観点から、既往の資料やデータを可能な限り活用することが重要である。
- ・また、自然的条件に関する調査については、継続的なモニタリングが容易な調査項目・方法をあらかじめ採用しておくことが重要であり、調査の実施に際して、専門的な情報を有する研究機関や学識経験者、市民団体等と協働すること、小学校等の教育機関や地域住民の参画を得て催事的に行うことも有効な方法と考えられる。教育機関や地域住民の参画を得て行う調査については、単に、必要な情報が効率的に収集できるだけでなく、社会に生物多様性についての理解が浸透するように、普及啓発や環境教育等の施策を展開するための手段としても効果的であり、積極的に取り組むことが重要である。

(2) 調査結果の分析・評価に係る配慮事項

3 (1)の調査結果に基づき分析・評価を行う。実施方法としては、以下が考えられる。

① 自然的条件に関する調査結果の分析・評価

- ・計画対象区域における動植物の生息地又は生育地となる緑地について、地形、水系、植生等の特性、生息・生育する動植物の特性から類型化するとともに、その自然的特性を把握する。
- ・その上で、それぞれの緑地の類型について、自然的特性から推定される生態的ポテンシャルに基づき、自然性、希少性、多様性の観点から、その重要度を評価する。

② 社会的条件に関する調査結果の分析・評価

- ・既存の緑地及び将来的に再生・創出される見込みのある緑地のそれぞれについて、社会的条件に関する調査結果を分析することによって、計画対象区域における動植物の生息地又は生育地となる緑地を類型化するとともに、その社会的特性を把握する。
- ・その上で、それぞれの緑地の類型について、今後の動向を予測し、将来にわたる量的、質的な変化の可能性について検討し、その担保性を評価する。

③ 総合評価

- ・自然的条件と社会的条件の評価結果をもとに、計画対象区域における動植物の生息地又は生育地となるそれぞれの緑地の類型について、その重要度と担保性の観点から総合的に評価する。

(3) 課題の整理に係る配慮事項

3 (2)③の総合評価の結果に基づき、計画対象区域における生物多様性の確保の観点から、エコロジカルネットワークの形成のために保全・再生・創出すべき動植物の生息地又は生育地となる緑地について検討した上で、その実現性も考慮しつつ、確保すべき緑地の量、質、配置等に関する課題の整理を行う。

(4) 目標の設定に係る配慮事項

3 (1)～(3)を踏まえ、計画対象区域において、エコロジカルネットワークの形成による生物多様性の確保の目標を設定する。

具体的には、生物多様性の確保に関連する他の計画にも留意しつつ、例えば、エコロジカルネットワークの形成状況の評価指標となる動植物を「目標種」として1つあるいは複数設定し、その良好な生息・生育環境の確保を目標とすること等が考えられる。

なお、目標の設定に当たり、社会に生物多様性についての理解が浸透するように、普及啓発や環境教育等を推進する観点から、動植物とのふれあいの場の確保に関する目標等を併せて設定することも考えられる。

(5) 緑地の配置方針の設定に係る配慮事項

3 (1)～(4)を踏まえ、計画対象区域における生物多様性の確保のための緑地の配置方針を設定する。

緑地の配置方針の設定に当たり、生物多様性の確保の観点から計画対象区域において保全・再生・創出すべき緑地の量、質、配置等について検討し、エコロジカルネットワークの形成方針を設定することが重要である。

また、その上で、当該形成方針を踏まえて、都市におけるエコロジカルネットワークの構成要素となる中核地区、拠点地区、回廊地区及び緩衝地区の配置について検討し、緑地の配置方針を設定することが重要である。

なお、緑地の配置方針の検討に当たっては、以下の点に留意することが必要である。

- ① 河川の流域に配慮し、流域内及び流域間のネットワークを構築するように検討すること。
- ② 動植物の生息・生育状況等を踏まえ、一の市町村の区域を超える広域的な見地からのエコロジカルネットワークの形成に配慮すること。
- ③ 緑地の配置は、エコロジカルネットワークの形成の核となり他の地域への動植物種の供給等に資する緑地を中核地区として設定した上で、動植物種の分布域の拡大等に資する緑地を拠点地区、それらの地区を有機的にネットワークする緑地を回廊地区として設定するとともに、中核地区、拠点地区、回廊地区に対する緩衝機能を発揮する地区を緩衝地区として設定すること。
- ④ 中核地区、拠点地区、回廊地区及び緩衝地区の配置は、それぞれ以下の「配置に当たっての基本的考え方」及び「配置に当たっての留意事項」に配慮すること。
  - ア 中核地区(都市の郊外に存在し他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地)
    - i 配置に当たっての基本的考え方  
計画対象区域における動植物の生息地又は生育地となる緑地の自然的特性や社会的特性を勘案するとともに、他の地域への動植物種の供給源となり、エコロジカルネットワークの核となる都市の郊外の大規模な緑地を中核地区として位置づけて配置する。
    - ii 配置に当たっての留意事項  
配置に当たっては、下記のうち、いずれか一つ以上を満たすことが望ましい。

- ・計画対象区域における重要な動植物種の生息地又は生育地であること。
  - ・計画対象区域を代表する自然的環境であること。
  - ・計画対象区域において、当該区域の動植物種の多くが生息・生育している場所であること。
- イ 拠点地区（市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地）
- i 配置に当たっての基本的考え方  
計画対象区域における動植物の生息地又は生育地となる緑地の自然的特性や社会的特性を勘案するとともに、エコロジカルネットワークの拠点となる市街地における大規模な緑地を拠点地区として位置づけて配置する。
  - ii 配置に当たっての留意事項  
配置に当たっては、下記のうち、いずれか一つ以上を満たすことが望ましい。
    - ・目標種等が良好に生息・生育する上で必要な緑地の規模を有するほか、中核地区との連続性等の観点から、生態的ポテンシャルが高い地域であること。
    - ・動植物とのふれあいの場として活用する場合には、居住地との近接性等からみて、人と動植物のふれあいの場としてのポテンシャルが高い地域であること。
- ウ 回廊地区（中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地）
- i 配置に当たっての基本的考え方  
計画対象区域における動植物の生息地又は生育地となる緑地の自然的特性や社会的特性を勘案するとともに、中核地区及び拠点地区の規模や位置を踏まえた上で、河川や緑道等の带状の緑地や飛石状の緑地等複数の地区を相互に連続させる緑地を回廊地区として位置づけて配置する。
  - ii 配置に当たっての留意事項  
配置に当たっては、下記のうち、いずれか一つ以上を満たすことが望ましい。
    - ・中核地区や拠点地区に生息・生育する動植物種の移動を可能にする場所にあること。
    - ・回廊を利用する動植物種の特性に応じた形態・構造（植生、幅、長さ、連続性等）を有する緑地を再生・創出することができる場所であること。
- エ 緩衝地区（中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯）
- i 配置に当たっての基本的考え方  
    - ・中核地区、拠点地区、回廊地区に対して緩衝機能を発揮する緑地が既に存在している地区又は緩衝機能を発揮する緑地の再生・創出を図ることが可能な地区を緩衝地区として位置づけ配置する。
  - ii 配置に当たっての留意事項  
配置に当たっては、下記のうち、いずれか一つ以上を満たすことが望ましい。
    - ・中核地区、拠点地区、回廊地区と同様な生態的ポテンシャルを有する地区であること。
    - ・中核地区、拠点地区、回廊地区を補完するために、生態的ポテンシャルを高めることができる地区であること。

(6) 施策の検討に係る配慮事項

3 (4) で設定する目標、3 (5) で設定する緑地の配置方針を踏まえて、エコロジカルネットワークの形成の観点から必要な施策を検討し、緑の基本計画に反映する。

なお、施策としては、以下の例が考えられる。

① 都市におけるエコロジカルネットワークの構成要素となる地区等における施策の例

ア 中核地区となる緑地を確保するための施策

都市の郊外における大規模な既存緑地を中核地区として設定する場合

- ・緑地保全地域や風致地区の指定、条例に基づく緑地保全のための地域指定を行うほか、自然公園制度や保安林制度等の制度も活用して緑地の保全を図る。
- ・生物多様性の確保を図る上で重要な緑地については、緑地を現状凍結的に保全することが可能な、法第12条第1項第3号ロの特別緑地保全地区（以下「生息生育地型特別緑地保全地区」という。）等の指定によりその保全を図る。
- ・緑地の管理を人の手を加えながら永続的に行う場合には、緑地保全地域等の指定に併せて、緑地管理機構制度や管理協定制制度等の緑地を適正に管理する制度の活用を図る。
- ・緑地の保全とともに、動植物とのふれあいの場として活用する場合には、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園等として位置づけ、生物多様性の確保に配慮しつつ、緑地の保全・活用・管理を図る。

イ 拠点地区となる緑地を確保するための施策

i 市街地における大規模な既存緑地を拠点地区として設定し保全する場合

- ・緑地を現状凍結的に保全することが可能な生息生育地型特別緑地保全地区等の指定によりその保全を図る。
- ・緑地の管理を人の手を加えながら永続的に行う場合には、生息生育地型特別緑地保全地区等の指定に併せて、緑地管理機構制度や管理協定制制度等の緑地を適正に管理する制度の活用を図る。
- ・緑地の保全とともに、動植物とのふれあいの場として活用する場合には、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園等として位置づけ、生物多様性の確保に配慮しつつ、緑地の保全・活用・管理を図る。

ii 市街地内の大規模工場跡地や埋立造成地等を拠点地区として設定し、緑地を新たに再生・創出する場合

- ・生物多様性の確保に配慮した都市公園等として緑地を再生・創出しつつ、その管理・活用を図る。

ウ 回廊地区となる緑地を確保するための施策

i 中核地区と拠点地区を結ぶ動植物種の移動空間となる既存緑地を回廊地区として設定し保全する場合

- ・動植物種の移動空間としての連続性等の確保に配慮しつつ、河川及びその周辺緑地の保全を図る。その際、動植物の生息・生育環境の再生・創出にも留意する。
- ・崖線の緑地については、動植物種の移動空間としての連続性等の確保に配慮しつつ、緑地保全地域、生息生育地型特別緑地保全地区や風致地区の指定、条例に基づく緑地保全のための地域指定等により保全を図る。
- ・動植物とのふれあいの場として活用する場合には、市民緑地契約の締結、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園として位置づけること等により、生物多様性の確保に配慮しつつ、緑地の保全・活用・管理を図る。

ii 中核地区と拠点地区を結ぶ道路等を回廊地区として設定し緑地を再生・創出する場合

- ・動植物種の移動空間としての連続性等の確保に配慮しつつ、街路樹や緑道の整備、道路法面の緑化等を図り緑地の再生・創出を図るとともに、その適正な管理を図る。

エ 緩衝地区を構成する緑地を確保するための施策

- i 中核地区、拠点地区、回廊地区に対して緩衝機能を発揮する緑地が既に存在している地区を緩衝地区として設定し、当該地区内の緑地を保全する場合
  - ・風致地区の指定、地区計画等緑地保全条例制度の活用、緑地協定の締結等により緑地の保全を図る。
  - ・緑の基本計画に保全配慮地区を定め、市民緑地契約の締結、保存樹・保存樹林の指定、市町村の条例に基づく緑地保全施策の実施等の多様な手法の組み合わせにより総合的に緑地の保全を図る。
- ii 中核地区、拠点地区、回廊地区に対して緩衝機能を発揮する緑地の再生・創出を図ることが可能な地区を緩衝地区として設定し、当該地区内の緑地を再生・創出する場合
  - ・地区計画等緑化率条例制度の活用、緑地協定の締結等により緑地の再生・創出を図る。
  - ・緑の基本計画に緑化重点地区を定め、公共公益施設の緑化、市町村の条例に基づく緑化施策の実施等の多様な手法の組み合わせにより総合的に緑地の再生・創出を図る。

オ 中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区以外の市街地における緑地を確保するための施策

- i 市街地の緑地を保全する場合
    - ・風致地区の指定により緑地の保全を図る。
    - ・緑の基本計画に保全配慮地区を定め、地区計画等緑地保全条例制度の活用、緑地協定の締結、市民緑地契約の締結、保存樹・保存樹林の指定、市町村の条例に基づく緑地保全施策の実施等の多様な手法の組み合わせにより総合的に緑地の保全を図る。
  - ii 緑が少ない市街地において緑地を再生・創出する場合
    - ・良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、緑化地域の指定等により一定規模以上の建築物の敷地に対する緑化を図る。
    - ・緑の基本計画に緑化重点地区を定め、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、地区計画等緑化率条例制度の活用、市町村の条例に基づく緑化施策の実施等の多様な手法の組み合わせにより総合的に緑地の再生・創出を図る。
- ② 都市におけるエコロジカルネットワークの形成のためのその他の施策の例
- ・社会に生物多様性についての理解が浸透するように、普及啓発や環境教育等の施策を積極的に展開する。
  - ・身近な緑化空間における生物多様性に配慮した緑化方法等の普及啓発を図る。
  - ・関係行政機関、NPO、地域住民、企業等の事業者、教育・研究機関及び専門家等、生物多様性の確保を目的とする多様な主体と連携し、緑地の保全・再生・創出及び管理を行う。
  - ・多様な主体と連携し、生態系等に被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある外来生物の防除や、在来種の保全等に関する取組を行う。

(7) モニタリングの実施に係る配慮事項

エコロジカルネットワークの形成を通じて生物多様性の確保を計画的に進めていく上では、緑の基本計画の策定後もモニタリングを継続的に実施し施策の効果や目標の達成状況等を十分に把握・検証した上で、緑の基本計画の必要な見直しを行って



くことが重要である。

このため、モニタリングの企画に当たっては、継続的なモニタリングが容易な調査項目・方法をあらかじめ採用しておくことが重要である。

また、モニタリングの実施に際して、専門的な情報を有する研究機関や学識経験者、市民団体等と協働すること、小学校等の教育機関や地域住民の参画を得て催事的に行うことも有効な方法と考えられる。

教育機関や地域住民の参画を得て行うモニタリングについては、単に、必要な情報が効率的に収集できるだけでなく、社会に生物多様性についての理解が浸透するように、普及啓発や環境教育等の施策を展開するための手段等としても効果的であり、積極的に取り組むことが重要である。

## その他の調査結果

### (1) 位置

朝霞市は、埼玉県南部及び東京都心から 20km 圏の距離に位置し、東は和光市及び荒川を挟んで戸田市、北は志木市及び荒川を挟んでさいたま市、西は新座市、南は東京都練馬区にそれぞれ接している。

区域は、東西約 4.6km、南北約 6.3km で、面積は約 1,838ha（約 18.38km<sup>2</sup>）となっている。

鉄道は、中央部に東京メトロ有楽町線及び副都心線との相互直通運転がされており、平成 25 年 3 月 16 日より東急東横線と横浜高速みなとみらい線との相互直通運転も始まる東武東上線が南北に走り、南部と北西部には朝霞駅及び朝霞台駅が位置している。北部を JR 武蔵野線が東西に走り、その北西部に位置する北朝霞駅は、東武東上線の朝霞台駅と接続し、相互の路線の乗換駅となっている。

道路は、南部に一般国道 254 号線（川越街道）が東西に通都心と川越方面を連絡し、西部に県道保谷・志木線、中央部に朝霞・蕨線が通るほか、東部には東京外郭環状自動車道に接続する一般国道 254 号バイパス第一期整備区間が開通し、引き続き第二期整備区間の整備が予定されている。

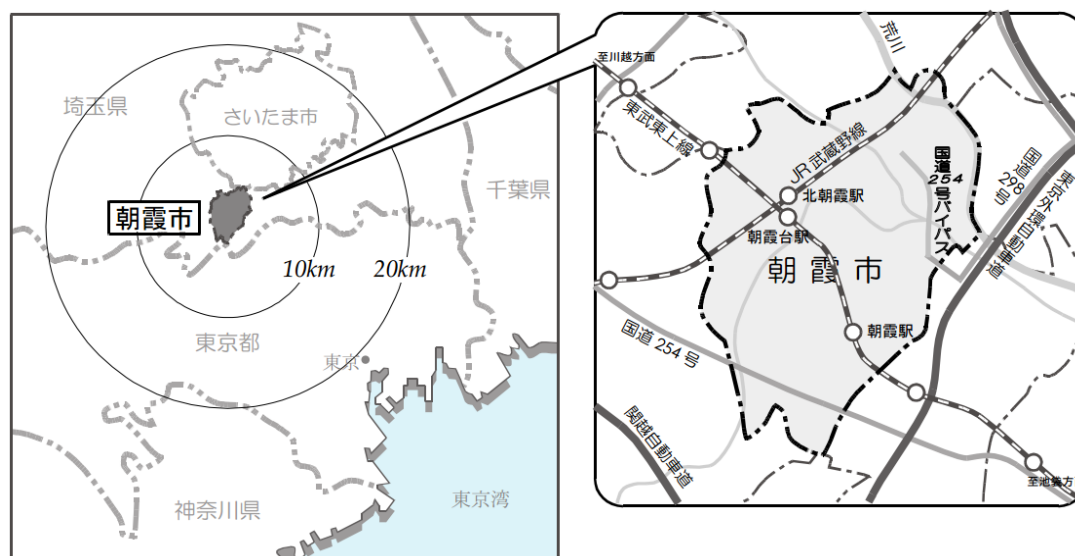


図 朝霞市の位置

出典：第 4 次朝霞市総合振興計画 後期基本計画（平成 23 年 朝霞市）

## (2) 人口・世帯数

朝霞市の人口は、昭和 30 年 10 月には 16,465 人（国勢調査）であった。昭和 42 年の市制施行当時、約 5 万 6 千人だった人口が、平成 2 年には 10 万人を越え、平成 23 年 2 月現在、130,501 人（住民基本台帳・外国人登録）となっている。

朝霞市では、昭和 50 年代前半まで人口が急増し、その後、横ばいの時期もあったものの、昭和 62 年頃から再び増加傾向を示し、全国や首都圏と比較しても高い増加率を維持している。

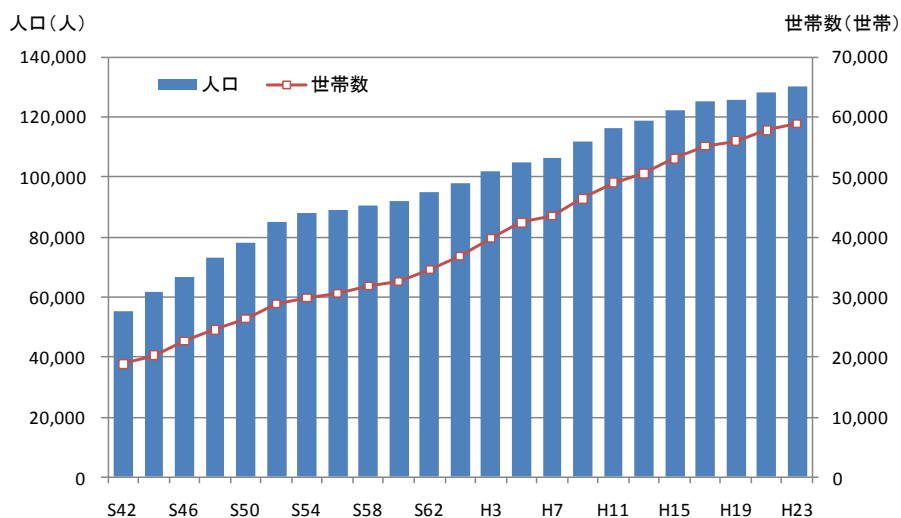


図 朝霞市の人口

(3) 都市公園

表 都市公園現況（街区公園）

平成 23 年 9 月 6 日現在

| 番号      | 公園名     | 種別   | 管理者 | 所在地      | 面積<br>(ha) | 備考      |
|---------|---------|------|-----|----------|------------|---------|
| 1       | 北割公園    | 街区公園 | 市   | 西原 2 丁目  | 0.28       | 市街化区域   |
| 2       | 浜崎公園    | 街区公園 | 市   | 浜崎 3 丁目  | 0.15       | 市街化区域   |
| 3       | 西久保公園   | 街区公園 | 市   | 東弁財 2 丁目 | 0.20       | 市街化区域   |
| 4       | 弁財公園    | 街区公園 | 市   | 東弁財 3 丁目 | 0.39       | 市街化区域   |
| 5       | 南割公園    | 街区公園 | 市   | 西弁財 1 丁目 | 0.19       | 市街化区域   |
| 6       | 二本松公園   | 街区公園 | 市   | 本町 1 丁目  | 0.06       | 市街化区域   |
| 7       | 越戸公園    | 街区公園 | 市   | 栄町 1 丁目  | 0.10       | 市街化区域   |
| 8       | 上の原公園   | 街区公園 | 市   | 幸町 3 丁目  | 0.17       | 市街化区域   |
| 9       | 泉水公園    | 街区公園 | 市   | 泉水 2 丁目  | 0.19       | 市街化区域   |
| 10      | 島の上公園   | 街区公園 | 市   | 膝折町 4 丁目 | 0.50       | 市街化区域   |
| 11      | 南の風公園   | 街区公園 | 市   | 本町 3 丁目  | 0.20       | 市街化区域   |
| 12      | 堂之下公園   | 街区公園 | 市   | 大字岡      | 0.08       | 市街化調整区域 |
| 13      | 五反田公園   | 街区公園 | 市   | 大字溝沼     | 0.11       | 市街化調整区域 |
| 14      | やつじ公園   | 街区公園 | 市   | 宮戸 3 丁目  | 0.09       | 市街化区域   |
| 15      | 水久保公園   | 街区公園 | 市   | 根岸台 7 丁目 | 0.85       | 市街化区域   |
| 16      | 北浦公園    | 街区公園 | 市   | 膝折町 4 丁目 | 0.20       | 市街化区域   |
| 17      | はなみずき公園 | 街区公園 | 市   | 栄町 1 丁目  | 0.05       | 市街化区域   |
| 18      | 田島公園    | 街区公園 | 市   | 田島 2 丁目  | 0.72       | 市街化調整区域 |
| 19      | 広沢公園    | 街区公園 | 市   | 本町 3 丁目  | 0.20       | 市街化区域   |
| 20      | あけぼの公園  | 街区公園 | 市   | 仲町 2 丁目  | 0.35       | 市街化区域   |
| 21      | 中道公園    | 街区公園 | 市   | 本町 1 丁目  | 0.35       | 市街化区域   |
| 22      | 宮戸大山公園  | 街区公園 | 市   | 宮戸 3 丁目  | 0.05       | 市街化区域   |
| 23      | いずみ公園   | 街区公園 | 市   | 泉水 1 丁目  | 0.15       | 市街化区域   |
| 24      | あかね公園   | 街区公園 | 市   | 本町 2 丁目  | 0.15       | 市街化区域   |
| 25      | 向山公園    | 街区公園 | 市   | 岡 3 丁目   | 0.22       | 市街化区域   |
| 26      | 三原公園    | 街区公園 | 市   | 三原 1 丁目  | 0.11       | 市街化区域   |
| 27      | 宮戸ハケタ公園 | 街区公園 | 市   | 宮戸 4 丁目  | 0.19       | 市街化区域   |
| 28      | 浜崎峡ハケ公園 | 街区公園 | 市   | 浜崎 4 丁目  | 0.09       | 市街化区域   |
| 29      | 向原公園    | 街区公園 | 市   | 根岸台 7 丁目 | 0.22       | 市街化区域   |
| 30      | 根岸台自然公園 | 街区公園 | 市   | 根岸台 8 丁目 | 0.96       | 市街化区域   |
| 街区公園 合計 |         |      |     |          | 7.57       | —       |

表 都市公園現況（歴史公園・近隣公園・地区公園・都市緑地）

平成 23 年 9 月 6 日現在

| 番号      | 公園名      | 種別   | 管理者 | 所在地      | 面積<br>(ha) | 備考      |
|---------|----------|------|-----|----------|------------|---------|
| 1       | 柊塚歴史古墳広場 | 歴史公園 | 市   | 岡 3 丁目   | 0.52       | 市街化区域   |
| 2       | 旧高橋家住宅   | 歴史公園 | 市   | 根岸台 2 丁目 | 1.02       | 市街化区域   |
| 歴史公園 合計 |          |      |     |          | 1.54       | —       |
| 1       | 内間木公園    | 近隣公園 | 市   | 大字上内間木   | 1.68       | 市街化調整区域 |
| 2       | 北朝霞公園    | 近隣公園 | 市   | 北原 1 丁目  | 1.39       | 市街化区域   |
| 3       | 滝の根公園    | 近隣公園 | 市   | 溝沼 2 丁目  | 1.12       | 市街化区域   |
| 近隣公園 合計 |          |      |     |          | 4.19       | —       |
| 1       | 朝霞中央公園   | 地区公園 | 市   | 青葉台 1 丁目 | 7.10       | 市街化調整区域 |
| 2       | 青葉台公園    | 地区公園 | 市   | 大字膝折 他   | 3.80       | 市街化調整区域 |
| 3       | 城山公園     | 地区公園 | 市   | 岡 3 丁目 他 | 3.49       | 市街化区域   |
| 地区公園 合計 |          |      |     |          | 14.39      | —       |
| 1       | 上野荒川運動公園 | 都市緑地 | 市   | 大字上内間木   | 2.43       | 市街化調整区域 |
| 都市緑地 合計 |          |      |     |          | 2.43       | —       |
| 都市公園 合計 |          |      |     |          | 30.12      | —       |

表 児童遊園地現況

平成 23 年 9 月 6 日現在

|    | 公園名         | 所在地（地番）          | 面積（㎡）    |
|----|-------------|------------------|----------|
| 1  | 上内間木児童遊園地   | 朝霞市上内間木松の木442    | 595.00   |
| 2  | 下内間木児童遊園地   | 朝霞市下内間木西屋敷35-1   | 113.13   |
| 3  | 緑ヶ丘児童遊園地    | 朝霞市幸町2-50-48     | 865.27   |
| 4  | 金剛寺児童遊園地    | 朝霞市根岸台3-1023-1   | 337.06   |
| 5  | 田島児童遊園地     | 朝霞市田島2-223-1     | 402.97   |
| 6  | 霞台児童遊園地     | 朝霞市栄町2-1096-2    | 875.00   |
| 7  | 宮戸児童遊園地     | 朝霞市宮戸3-562-8     | 858.00   |
| 8  | 岡児童遊園地      | 朝霞市岡1-977-2      | 358.97   |
| 9  | 緑ヶ丘北児童遊園地   | 朝霞市幸町2-118-38    | 541.11   |
| 10 | 根岸児童遊園地     | 朝霞市根岸台2-1100-1   | 991.88   |
| 11 | 郷戸児童遊園地     | 朝霞市根岸台8-585-1    | 230.27   |
| 12 | 宮戸第2児童遊園地   | 朝霞市宮戸2-978-4     | 251.64   |
| 13 | 溝沼6丁目児童遊園地  | 朝霞市溝沼6-1476-1    | 457.08   |
| 14 | 朝志ヶ丘東児童遊園地  | 朝霞市朝志ヶ丘3-516-1   | 422.65   |
| 15 | 仲町児童遊園地     | 朝霞市仲町1-1193-5    | 790.00   |
| 16 | 天ヶ久保児童遊園地   | 朝霞市根岸台1-1201-1   | 398.00   |
| 17 | 根岸台6丁目児童遊園地 | 朝霞市根岸台6-1476-2   | 685.00   |
| 18 | 星の森児童遊園地    | 朝霞市三原3-1351-2    | 2,311.00 |
| 19 | 黒目児童遊園地     | 朝霞市膝折町4-1787     | 1,470.71 |
| 20 | 下の原児童遊園地    | 朝霞市三原5-2302-6    | 515.00   |
| 21 | 富士見児童遊園地    | 朝霞市本町1-1737-3    | 367.00   |
| 22 | 栄町児童遊園地     | 朝霞市栄町4-1545-4    | 1,286.62 |
| 23 | 膝折宿児童遊園地    | 朝霞市膝折町1-494-9    | 126.27   |
| 24 | 岡向山児童遊園地    | 朝霞市岡3-626-3      | 120.29   |
| 25 | つつじ児童遊園地    | 朝霞市根岸台6-1515-3   | 148.65   |
| 26 | 霞台・昭和台児童遊園地 | 朝霞市栄町2-1088      | 92.33    |
| 27 | 溝沼団地児童遊園地   | 朝霞市溝沼5-1117-8    | 240.12   |
| 28 | すみれ児童遊園地    | 朝霞市田島2-185-11    | 183.82   |
| 29 | さつき児童遊園地    | 朝霞市本町1-1667-2    | 138.87   |
| 30 | 岡（東洋大）児童遊園地 | 朝霞市岡2-729-5      | 311.53   |
| 31 | ひまわり児童遊園地   | 朝霞市三原2-337-22    | 132.23   |
| 32 | けやき児童遊園地    | 朝霞市宮戸4-615-2     | 258.95   |
| 33 | ひざおり児童遊園地   | 朝霞市幸町2-1096-16   | 92.42    |
| 34 | 宮戸長塚児童遊園地   | 朝霞市宮戸4-691-41    | 213.66   |
| 35 | 栄町第4児童遊園地   | 朝霞市栄町2-1531-31   | 320.61   |
| 36 | 三原3丁目児童遊園地  | 朝霞市三原3-1474-69   | 149.80   |
| 37 | 栄町第3児童遊園地   | 朝霞市栄町3-1598-7    | 334.54   |
| 38 | 栄町第5児童遊園地   | 朝霞市栄町3-1530-6    | 110.11   |
| 39 | 宮戸3丁目児童遊園地  | 朝霞市宮戸3-1059-90   | 152.90   |
| 40 | 岡下児童遊園地     | 朝霞市岡2-1398-6     | 217.32   |
| 41 | 東林橋児童遊園地    | 朝霞市大字溝沼稻荷下1213-8 | 120.02   |
| 42 | 岡1丁目児童遊園地   | 朝霞市岡1-822-4      | 136.76   |
| 43 | 三原1丁目児童遊園地  | 朝霞市三原1-1287-7    | 109.86   |
| 44 | 膝折町1丁目児童遊園地 | 朝霞市膝折町1-600-8    | 154.00   |
| 45 | 膝折町2丁目児童遊園地 | 朝霞市膝折町2-1380-6   | 112.23   |



表 児童遊園地現況

平成 23 年 9 月 6 日現在

|          | 公園名         | 所在地（地番）            | 面積（㎡）     |
|----------|-------------|--------------------|-----------|
| 46       | 泉水山上児童遊園地   | 朝霞市泉水3-121-4       | 194.63    |
| 47       | 溝沼5丁目児童遊園地  | 朝霞市溝沼5-1117-26     | 116.57    |
| 48       | 泉水山下児童遊園地   | 朝霞市泉水3-137-4       | 145.17    |
| 49       | 六道児童遊園地     | 朝霞市三原2-1475-5      | 213.50    |
| 50       | 根岸通児童遊園地    | 朝霞市根岸台3-1061-6     | 295.24    |
| 51       | 膝折町4丁目児童遊園地 | 朝霞市膝折町4-735-6      | 101.51    |
| 52       | 膝折第2児童遊園地   | 朝霞市膝折町4-2039-4     | 136.68    |
| 53       | 向山児童遊園地     | 朝霞市岡3-506-9        | 229.15    |
| 54       | 境久保児童遊園地    | 朝霞市三原4-1498-8      | 103.73    |
| 55       | 幸町3丁目児童遊園地  | 朝霞市幸町3-163-9       | 98.69     |
| 56       | 六道第2児童遊園地   | 朝霞市三原2-1487-4      | 220.88    |
| 57       | 下の原第2児童遊園地  | 朝霞市三原5-2155-2      | 328.15    |
| 58       | 稲荷山児童遊園地    | 朝霞市根岸台8-821-11     | 225.00    |
| 59       | 大屋敷児童遊園地    | 朝霞市溝沼6-1700-21     | 98.40     |
| 60       | 栄町第6児童遊園地   | 朝霞市栄町3-1534-11     | 115.95    |
| 61       | 朝志ヶ丘第2児童遊園地 | 朝霞市朝志ヶ丘1-1527-10   | 121.98    |
| 62       | 霞ヶ丘児童遊園地    | 朝霞市三原3-1488-4      | 215.05    |
| 63       | 新屋敷児童遊園地    | 朝霞市根岸台4-611-9      | 106.65    |
| 64       | 栄町第7児童遊園地   | 朝霞市栄町2-1536-36     | 135.89    |
| 65       | 宮台児童遊園地     | 朝霞市岡3-38-4         | 198.00    |
| 66       | 堰ノ上児童遊園地    | 朝霞市溝沼4-1020-2      | 147.69    |
| 67       | 膝折第3児童遊園地   | 朝霞市膝折町1-773-5      | 127.55    |
| 68       | やつるぎ児童遊園地   | 朝霞市大字上内間木字八剱498-25 | 160.05    |
| 69       | せんずい山児童遊園地  | 朝霞市泉水3-101-16      | 197.16    |
| 70       | 宮戸立出児童遊園地   | 朝霞市宮戸2-989-6       | 853.92    |
| 71       | 北中緑地        | 朝霞市朝志ヶ丘1-1537-7    | 768.03    |
| 72       | 新高橋ふれあい広場   | 朝霞市大字溝沼485-1       | 305.65    |
| 73       | 後耕地児童遊園地    | 朝霞市大字宮戸93-7        | 468.91    |
| 74       | 宮戸中道児童遊園地   | 朝霞市宮戸4-771-1-5     | 127.49    |
| 75       | 栄町第8児童遊園地   | 朝霞市栄町1-1508-82     | 250.36    |
| 76       | 根岸台4丁目児童遊園地 | 朝霞市根岸台4-870-4      | 194.27    |
| 77       | 栄町第2児童遊園地   | 朝霞市栄町5-1599-11     | 268.69    |
| 78       | 三原5丁目児童遊園地  | 朝霞市三原5-282-3       | 276.41    |
| 79       | 新盛橋広場       | 朝霞市田島2-108-1       | 167.38    |
| 80       | 三原2丁目児童遊園地  | 朝霞市三原2-326-13      | 453.00    |
| 81       | 東かすみ台児童遊園地  | 朝霞市根岸台7-895-1      | 299.58    |
| 児童遊園地 合計 |             |                    | 27,567.61 |

